

項目名	③ 不当な表示を一般的に制限・禁止する 景品表示法の厳正な運用 ア 景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>不当な表示を行う事業者に対し、必要に応じて都道府県や事業所管省庁等と連携し、課徴金制度の運用を含め、景品表示法を迅速かつ的確に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。また、課徴金制度の施行状況に係る評価及び必要に応じた制度の見直しを行う。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <p>令和2年度に、措置命令を33件、課徴金納付命令を15件行った。令和2年度に、課徴金納付命令に係る返金計画の申請が1件なされた。</p> <p>さらに、都道府県等により、令和2年度に、8件の措置命令が行われた。</p> <p>令和3年度に、措置命令を33件、課徴金納付命令を13件行った。令和3年度は、課徴金納付命令に係る返金計画の申請がなされていない。(令和4年1月31日現在)</p>
------	---

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>景品表示法に違反する行為に対して、厳正に対処する。</p> <p>参考指標：景品表示法に基づく措置命令件数（都道府県等によるものを含む。）及び課徴金納付命令件数</p> <p>(進捗)</p> <p>令和3年度：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・措置命令件数33件（令和2年度：33件）（令和4年1月31日現在） ・課徴金納付命令件数13件（令和2年度：15件）（令和4年1月31日現在） ・都道府県等による措置命令1件（令和2年度：8件）（令和4年1月31日現在） <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> ・不当な表示に係る事案に対する景品表示法の厳正な執行 ・課徴金制度の施行状況に係る評価及び必要に応じた制度の見直し </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度 以降</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・不当な表示に係る事案に対する景品表示法の厳正な執行 ・課徴金制度の施行状況に係る評価及び必要に応じた制度の見直し 	令和5年度	令和6年度	令和7年度 以降
年度	取組内容							
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・不当な表示に係る事案に対する景品表示法の厳正な執行 ・課徴金制度の施行状況に係る評価及び必要に応じた制度の見直し 							
令和5年度								
令和6年度								
令和7年度 以降								

項目名	④ 商品やサービスに応じた表示の普及・改善 ア 家庭用品の品質表示の普及啓発、適正な運用及び見直し	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>一般消費者の利益を保護するために、国民生活センターや消費者センター等の関係機関と連携し、説明会への講師派遣等を通じ、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の普及啓発活動を継続的に行うとともに、家庭用品の品質に関する表示の適正化に向けて適切に対応する。</p> <p>家庭用品品質表示法における対象品目及び表示の標準の内容について、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>（令和2～3年度実績）</p> <p>令和2年10月1日に「雑貨工業品品質表示規程」の浄水器に表示すべき事項に関し、一部改正する告示を施行した。</p> <p>また、令和4年1月1日に「繊維製品品質表示規程」の組成表示を表示すべき一部の事項、「電気機械器具品質表示規程」のテレビジョン受信機に表示すべき一部の事項に関し、それぞれ改正する告示を施行した。</p>
------	---

<p style="text-align: center;">KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①説明会等の参加者数及び参加者アンケートにおける家表法に対する参加者の理解度</p> <p>②家庭用品品質表示に係る相談受付件数</p> <p>(目標)</p> <p>アンケートにおける家庭用品品質表示法に対する参加者の理解度を令和6年度までに90%以上とすることを旨とする。</p> <p>(進捗)</p> <p>①令和3年度：80.5%（令和4年1月31日時点）</p> <p>②令和3年度：3,976件（令和4年1月31日時点）</p> <p>(定義)</p> <p>①消費者庁から職員を派遣した、家庭用品品質表示法に関する説明会等において実施したアンケートの結果</p> <p>②消費者庁における家庭用品品質表示法に関する相談受付件数</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="2">・講師派遣、説明会の開催等を通じた業界や消費者に対する普及啓発活動等</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>・家庭用品品質表示法に関する事業者や消費者等からの相談の対応</td> </tr> <tr> <td>（令和7年度以降）</td> <td>・講師派遣、説明会の開催等を通じた業界や消費者に対する普及啓発活動等 ・家庭用品品質表示法に関する事業者や消費者等からの相談の対応</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	・講師派遣、説明会の開催等を通じた業界や消費者に対する普及啓発活動等	令和5年度	令和6年度	・家庭用品品質表示法に関する事業者や消費者等からの相談の対応	（令和7年度以降）	・講師派遣、説明会の開催等を通じた業界や消費者に対する普及啓発活動等 ・家庭用品品質表示法に関する事業者や消費者等からの相談の対応
年度	取組内容									
令和4年度	・講師派遣、説明会の開催等を通じた業界や消費者に対する普及啓発活動等									
令和5年度										
令和6年度	・家庭用品品質表示法に関する事業者や消費者等からの相談の対応									
（令和7年度以降）	・講師派遣、説明会の開催等を通じた業界や消費者に対する普及啓発活動等 ・家庭用品品質表示法に関する事業者や消費者等からの相談の対応									

項目名	④ 商品やサービスに応じた表示の普及・改善 イ 住宅性能表示制度の普及促進及び評価方法の 充実 ※SDGs 関連：関連目標 7、11	担当省庁	国土交通省、消費者庁
-----	---	------	------------

施策概要	<p>○ 国土交通省、消費者庁の取組</p> <p>住宅性能表示制度の普及推進、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実を図る。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <p>住宅性能表示制度に係るオンライン動画にて制度を周知した。</p> <p>平成27年8月から令和4年3月までに登録講習機関による評価員講習会を64回実施した。各種講演会等において制度の周知を図った(平成28年4月に、関係団体との連携の下、住宅性能表示制度のパンフレットを作成し、国土交通省のウェブサイトにて公表</p> <p>http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000016.html)</p>
------	--

<p style="text-align: center;">KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】 説明会等実施回数</p> <p>(目標) 令和3年度においては説明会等における制度の周知をオンラインにて引き続き行うと共に、実際の講習会の場にて8回実施する。</p> <p>(進捗) 令和3年度：住宅性能表示制度に係るオンライン動画にて制度を周知。 ※説明会開催方法を実開催からオンライン動画配信へ変更。 (令和3年度：8回)</p> <p>(定義) 省エネ等良質な住宅・建築物の取得・改修に関する支援制度等説明会や評価員講習などの各種説明会等において、住宅性能表示制度について周知を行った回数又は閲覧数</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 国土交通省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">説明会等において制度の周知を実施</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和7年度 以降</td> <td>説明会等において制度の周知を実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">住宅性能表示制度関連の講習会等による普及推進、消費者のニーズに対応するための評価方法の充実</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和7年度 以降</td> <td>住宅性能表示制度関連の講習会等による普及推進、消費者のニーズに対応するための評価方法の充実</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	説明会等において制度の周知を実施	令和5年度	令和6年度	令和7年度 以降	説明会等において制度の周知を実施	年度	取組内容	令和4年度	住宅性能表示制度関連の講習会等による普及推進、消費者のニーズに対応するための評価方法の充実	令和5年度	令和6年度	令和7年度 以降	住宅性能表示制度関連の講習会等による普及推進、消費者のニーズに対応するための評価方法の充実
年度	取組内容																
令和4年度	説明会等において制度の周知を実施																
令和5年度																	
令和6年度																	
令和7年度 以降	説明会等において制度の周知を実施																
年度	取組内容																
令和4年度	住宅性能表示制度関連の講習会等による普及推進、消費者のニーズに対応するための評価方法の充実																
令和5年度																	
令和6年度																	
令和7年度 以降	住宅性能表示制度関連の講習会等による普及推進、消費者のニーズに対応するための評価方法の充実																

項目名	④ 商品やサービスに応じた表示の普及・改善 ウ 省エネ性能表示の普及促進	担当省庁	国土交通省
-----	---	------	-------

<p>施策概要</p>	<p>○ 国土交通省の取組</p> <p>住宅・建築物・まちづくりの環境品質の向上（室内環境、景観への配慮等）と地球環境への負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かりやすい指標として示す「建築環境総合性能評価システム（CASBEE：Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）」の開発・普及を推進する。</p> <p>さらに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第36条の規定に基づく省エネ基準適合認定マークや、同第7条の規定に基づく省エネ性能表示のガイドラインに従った「建築物省エネルギー性能表示制度（BELS：Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）」の普及促進を進めるとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号。以下「改正省エネ法」という。）により創設された建築士から建築主に対する省エネ基準への適否等の説明義務について周知を行う。</p> <p>（令和2～3年度実績）</p> <p>「建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）」等について、建築物省エネ法に係るオンライン動画及び実開催による説明会にて制度を周知している。</p>
-------------	--

<p style="text-align: center;">KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】 説明会等実施回数</p> <p>(目標) 令和3年度においては説明会等における制度の周知をオンラインにて引き続き行うと共に、実際の講習会の場にて50回実施する</p> <p>(進捗) 令和3年度：建築物省エネ法に係るオンライン動画にて制度を周知し約30万人に視聴されている。また、実開催による相談会を117回実施した。(令和2～3年度：オンライン動画の視聴人数が約30万人。)</p> <p>※説明会開催方法をオンライン動画配信からオンライン動画及び実開催へ変更。</p> <p>(定義) 省エネ等良質な住宅・建築物の取得・改修に関する支援制度等説明会などの各種説明会等において、建築物省エネルギー性能表示制度及び改正省エネ法に基づく、建築士から建築主に対する省エネ基準への適否等の説明義務等について周知を行った回数</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 国土交通省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">説明会等において制度の周知を実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度 以降</td> <td style="text-align: center;">説明会等において制度の周知を実施</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	説明会等において制度の周知を実施	令和5年度	令和6年度	令和7年度 以降	説明会等において制度の周知を実施
年度	取組内容								
令和4年度	説明会等において制度の周知を実施								
令和5年度									
令和6年度									
令和7年度 以降	説明会等において制度の周知を実施								

項目名	④ 商品やサービスに応じた表示の普及・改善 エ 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律 に基づく指定建物錠の性能表示の適正な運用	担当省庁	警察庁
-----	--	------	-----

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>建物部品の防犯性能の表示制度について、消費者が防犯性能により建物部品を選択できるよう、指定建物錠の性能表示について検証を行うことにより制度の適正な運用の確保を図る。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け延期していた、令和2年度の指定建物錠性能表示の検証試験については、令和3年6月に実施。</p> <p>令和3年度の検証試験については、令和4年1月に実施(予定)。</p>								
KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>指定建物錠の性能表示の検証の実施状況</p> <p>(目標)</p> <p>建物部品の防犯性能の表示制度が適正に運用されるよう、状況に応じて適切に対処していく。</p> <p>(進捗)</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け延期していた令和2年度の指定建物錠性能表示の検証試験は令和3年6月に、令和3年度の検証試験は令和4年1月に実施済み(予定)。</p> <p>引き続き、感染状況等を勘案しながら、随時、検証試験を実施予定。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">指定建物錠の性能表示についての検証</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度 以降</td> <td style="text-align: center;">指定建物錠の性能表示についての検証</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	指定建物錠の性能表示についての検証	令和5年度	令和6年度	令和7年度 以降	指定建物錠の性能表示についての検証
年度	取組内容								
令和4年度	指定建物錠の性能表示についての検証								
令和5年度									
令和6年度									
令和7年度 以降	指定建物錠の性能表示についての検証								

項目名	④ 商品やサービスに応じた表示の普及・改善 オ 医療機関のウェブサイトによる情報提供	担当省庁	厚生労働省、消費者庁
-----	---	------	------------

<p>施策概要</p>	<p>○ 厚生労働省、消費者庁の取組</p> <p>美容医療を始めとした医療機関のウェブサイトの表示適正化のため、地方公共団体に対し「医療機関ホームページガイドライン」（平成24年9月28日）などの周知徹底依頼や、指導事例の情報共有等を行い、関係団体等による自主的な取組や指導の徹底を図ってきた。こうした中、美容医療サービスに関する消費者トラブルの相談件数の増加等を踏まえ、平成27年7月7日に消費者委員会から医療機関のウェブサイトに対する法的規制が必要である旨の建議（美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議）がなされたことを受け、医療機関に関する広告規制等の在り方について改めて検討し、平成28年に取りまとめ、第193回国会で医療法等の一部を改正する法律（平成29年法律第57号）が成立した。</p> <p>同法の成立後、施行に向け、「医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会」等における議論を踏まえ、省令等を改正（平成30年5月8日公布、同年6月1日施行）し、あわせて「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」（以下「医療広告ガイドライン」という。）を策定した。引き続き、医療広告ガイドライン等の周知や、指導事例の情報共有等を行い、関係団体等による自主的な取組や指導の徹底を図る。また、ネットパトロール事業による監視体制の強化等、必要な対策を実施する。</p> <p>地方公共団体及び医療安全支援センターにおける相談（消費生活相談を含む。）及び指導の件数、内容等を把握し、医療広告ガイドライン等の効果の検証を実施する。また、美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等について周知する。</p> <p>（令和2～3年度実績）</p> <p>医療機関等のウェブサイトの適正化を推進するためのネットパトロール事業を行っているほか、関係者へ配布可能な医療広告規制における事例解説書の作成を進めている。また、美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントに関する説明用資材の改定を行い、消費者トラブルの未然防止のための周知を実施している。</p>
--------------------	---

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】 地方公共団体における医療広告に関する相談・苦情件数（うち違反のおそれがあるものとして行政指導を要した件数）</p> <p>（進捗） 令和2年度：525件（239件）（令和元年度：370件（164件））</p> <p>（定義） 医療広告に関する相談・苦情及び行政指導件数については、法令に基づかない調査に対する任意の回答に基づく数値。</p> <p>【今後の取組予定】 ○ 厚生労働省、消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体に対する医療広告ガイドライン等の継続的な周知、指導事例等の情報共有 ・ 地方公共団体及び医療安全支援センターにおける医療広告や医療に関する苦情や相談の対応 ・ 美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等についての周知 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度以降</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体に対する医療広告ガイドライン等の継続的な周知、指導事例等の情報共有 ・ 地方公共団体及び医療安全支援センターにおける医療広告や医療に関する苦情や相談の対応 ・ 美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等についての周知 </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体に対する医療広告ガイドライン等の継続的な周知、指導事例等の情報共有 ・ 地方公共団体及び医療安全支援センターにおける医療広告や医療に関する苦情や相談の対応 ・ 美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等についての周知 	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体に対する医療広告ガイドライン等の継続的な周知、指導事例等の情報共有 ・ 地方公共団体及び医療安全支援センターにおける医療広告や医療に関する苦情や相談の対応 ・ 美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等についての周知
年度	取組内容								
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体に対する医療広告ガイドライン等の継続的な周知、指導事例等の情報共有 ・ 地方公共団体及び医療安全支援センターにおける医療広告や医療に関する苦情や相談の対応 ・ 美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等についての周知 								
令和5年度									
令和6年度									
令和7年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体に対する医療広告ガイドライン等の継続的な周知、指導事例等の情報共有 ・ 地方公共団体及び医療安全支援センターにおける医療広告や医療に関する苦情や相談の対応 ・ 美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等についての周知 								

項目名	⑤ 食品表示による適正な情報提供及び 関係法令の厳正な運用 ア 食品表示制度の適切な運用等	担当省庁	消費者庁、農林水産省
-----	---	------	------------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>令和2年度から完全施行された食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく新たな食品表示制度について、適切な運用を図るとともに、消費者の更なる食品表示の活用に向け、戦略的な普及啓発のため、消費者に効果的に普及を行うことができる専門職と連携するとともに、多様な消費者層に応じた制度の普及に取り組む。また、栄養成分表示についての普及啓発を進め、健康づくりに役立つ情報源としての理解促進を図る。</p> <p>食品添加物の表示については、令和2年3月に取りまとめた「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」を踏まえ、「いわゆる無添加表示」について、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示についてのガイドラインを作成・公表するとともに、消費者における食品添加物への理解を更に深める取組を推進する。</p> <p>食物アレルギーについては、食物アレルギーに対する社会的関心が高まっていることから、食物アレルギーを持つ消費者が安心して食品を喫食できるよう、アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実を図るための措置を講ずることを目的として、おおむね3年おきに実施している実態調査の結果を基に表示対象品目の見直しを検討する。具体的には、くるみの義務表示化に向け、各種調査事業等を実施する。</p> <p>ゲノム編集技術応用食品については、食品がそれに該当するか知りたいという消費者ニーズがあるため、厚生労働省に届出されたゲノム編集技術応用食品であることが明らかかな場合には、事業者に対し積極的に表示等の情報提供を行うよう働きかけを行う。一方、現段階では、国内外においてゲノム編集技術応用食品について取引記録等の書類による情報伝達の体制が不十分であること、及びゲノム編集技術を用いたものか科学的な判別が困難であることを踏まえ、食品表示基準に基づく表示の対象としないこととしている。このため、今後、流通実態や諸外国の表示制度に関する情報収集も随時行った上で、新たな知見等が得られた場合には、必要に応じて表示の取扱いの見直しを検討することとする。また、ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の取扱いについて関係行政機関等と連携して消費者や事業者へ普及啓発を行う。</p> <p>保健機能食品及び特別用途食品については、その制度を適切に運用するとともに、消費者及び事業者に対し、積極的な普及啓発を行い、理解促進を図る。特定保健用食品制度について、令和2年度に開催した特定保健用食品制度（疾病リスク低減表示）に関する検討会で取りまとめられた今後の運用の方向性に沿って、各種調査事業を実施し、保健機能食品制度の発展・充実に向けて具体的な検討を進める。</p> <p>また、令和4年度に全面施行される加工食品の原料原産地表示制度、令和5年度に施行を迎える遺伝子組換え食品表示制度等についても、事業者が速やかに従前の制度から新しい制度に移行できるよう事業者団体、地方公共団体等が開催する講習会等を</p>
------	---

通じて事業者に周知を図るとともに、消費者団体等と連携した食品表示制度セミナーを開催することにより、消費者への普及啓発を行い、理解促進を図る。

さらに、消費者にとって見づらい等の食品表示における課題を解決し、分かりやすく活用される食品表示とするため、食品表示の全体像に関する報告書（令和元年8月消費者委員会食品表示部会）を踏まえ、消費者の表示の利活用の実態等の現状把握を行うことを目的とした調査等を実施し、その結果を踏まえた検討を行う。

その他、コロナ禍において消費者の電子商取引による食品の購買が増加傾向にあることから、Codex におけるインターネット販売での食品表示に係る国際的なルール作りの議論も踏まえつつ、インターネット販売における食品に関する情報提供の考え方を検討する。

（令和2～3年度実績）

原料原産地表示制度、遺伝子組換え食品表示制度及び食物アレルギー表示制度を含む食品表示制度全般について、事業者団体、地方公共団体等が開催する講習会等を通じて事業者に周知を図るとともに、消費者団体等と連携した消費者向けセミナーを全国29箇所（令和2年度13箇所、令和3年度16箇所）で実施した（令和4年1月時点）。あわせて、農林水産省の運営する消費者の部屋において、食品表示制度全般について消費者向けに周知・普及を行うとともに、政府広報を活用し、全国5大新聞紙を含む73紙において原料原産地表示制度を消費者及び事業者に周知した。さらに玄米及び精米の表示の見直し及び原料原産地表示制度について、消費者及び事業者を対象とした説明会をオンラインで実施した。栄養成分表示制度についても、セミナー及び政府広報を活用した消費者向けの普及啓発を行うとともに、事業者が適切な表示を行うための「食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン」の改訂を行い、事業者へ周知した。

食品添加物の表示については、令和2年3月に取りまとめた「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」を踏まえ、「いわゆる無添加表示」について、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示についてのガイドラインを作成・公表した（予定）。

食物アレルギー表示については、くるみの義務表示化に向け公定検査法の開発、くるみの使用実態調査等に着手した。

遺伝子組換え食品については、令和5年度に施行を迎える遺伝子組換え食品表示制度に対応した新たな公定検査法を確立し、令和3年9月に公表した。

ゲノム編集技術応用食品については、厚生労働省に届出されたゲノム編集技術応用食品であることが明らかでない場合には、積極的に表示等の情報提供を行うよう事業者に対し働き掛けを行った。また、関係行政機関と連携して、セミナーを通じて消費者及び事業者へ普及啓発を行った。

機能性表示食品及び特別用途食品（特定保健用食品を含む。）については、関与成分等の表示量どおりの含有の確認を目的とした買上調査の実施等、制度を適切に運用した。機能性表示食品については、4,473件公表し、特別用途食品（特定保健用食品を除く。）については81件、特定保健用食品については1,069件の表示許可を行った（令和4年1月末時点）。特定保健用食品制度の疾病リスク低減表示については、基準案作成に関する調査事業を実施するとともに、表示の拡充に向けて個別申請の支援を実施

した。(予定)

保健機能食品全体について政府広報を活用した普及啓発を行うとともに、特定保健用食品について、消費者及び事業者向けの普及啓発の一環として、シンポジウムを開催した。また、機能性表示食品の届出情報検索データベースや栄養機能食品、特別用途食品についてのリーフレットを作成・公表し、消費者、事業者及び専門職の団体に周知する等、普及啓発を行った。

消費者の表示の利活用の実態等の現状把握を行うため、食品表示の全体像に関する報告書で求められている空間的情報量に関する調査及び現行商品の「いわゆる一括表示」部分に関する調査を実施した。(予定) また、分かりやすい表示による消費者自らの食品選択への活用の可能性を検討するために、容器包装上の表示をデジタルツールで代替することが技術的に可能か検証を行うとともに消費者の意向を調査することを目的として令和2年度にアプリケーションを活用した食品表示の実証調査や食品関連事業者における食品表示データの管理等に係る実態調査を実施した。(予定)

インターネット販売における食品に関する情報提供についてガイドブックを策定するため、インターネット販売における食品の情報提供に係る実態調査及び検討事業を実施した。(予定)

デジタル化の促進として、健康増進法に基づく特別用途表示及び登録試験機関の申請等に係る押印・書面規制の撤廃のため、関連する府令や通知を改正した。また、機能性表示食品の届出手続についても、押印・書面の提出を廃止するため、関連通知の改正等を行った。

○ 農林水産省の取組

令和4年3月末に経過措置期間が終了する加工食品の原料原産地表示制度について、事業者等への普及啓発を行い、理解促進を図る(令和3年度まで)。

(令和2～3年度実績)

食品事業者等が新たな加工食品の原料原産地表示制度に速やかに対応できるよう、引き続き、同制度を分かりやすく解説したマニュアル(平成29年度作成)を活用した動画(令和3年1月公開)を配信した。

また、食品事業者団体等に対し、食品事業者への同制度の周知依頼を行った(令和3年9月及び12月)。

<p style="text-align: center;">KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①食品表示制度に関する消費者の理解度 ②食品表示基準等に関するウェブページへのアクセス数</p> <p>(目標)</p> <p>①食品表示制度に関する消費者の理解度を令和6年度までに目標値(※)に到達させることを目指す。 ※消費者意向調査において、食品表示制度を認知していると回答した者の割合と、各表示事項を参考にしていると回答した者の割合を掛け合わせた割合。</p> <p>②食品表示基準等に関するウェブページへのアクセス数が毎年度400万件以上を維持することを目指す。</p> <p>(進捗)</p> <p>①表示制度：令和2年度の理解度(%) / 令和2年度の目標値(%) (達成度(%)) 期限表示：55.4/60.1 (92.2%)、食品添加物：22.3/46.0 (48.5%)、アレルギー：48.5/24.6 (197.2%)、栄養成分：37.9/39.9 (95.0%)、遺伝子組換え食品(分別流通生産管理)：12.8/35.1 (36.5%)、遺伝子組換え食品(不分別)：9.9/35.1 (28.2%)、原料原産地(対象品目)：12.6/52.2 (24.1%)、原料原産地(対象原材料)：14.1/52.2 (27.0%)、原料原産地(製造地表示)：19.2/52.2 (36.8%)、原料原産地(又は表示)：14.2/52.2 (27.2%)、原料原産地(大括り表示)：27.5/52.2 (52.7%)、特定保健用食品：33.1/42.6 (77.7%)、栄養機能食品10.9/45.3 (24.1%)、機能性表示食品：17.2/42.7 (40.3%)</p> <p>②令和3年度：調査中(令和2年度：5,790,729件)</p> <p>(定義)</p> <p>①消費者意向調査における各表示事項への設問に対して、正しい選択肢を選んだ者の割合を理解度とする。</p> <p>②1年間の消費者庁ウェブサイトにおける食品表示基準等に関するウェブページへのアクセス数を集計する。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">令和4年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示制度の適切な運用、消費者の更なる食品表示の活用に向けた戦略的な普及啓発の検討及び実施 ・栄養成分表示の健康づくりへの活用に向けた普及啓発 ・食物アレルギーの表示対象品目の見直しに向け、実態調査の結果等を踏まえた技術的検討の実施及び事業者が正しい表示を行うための普及啓発 ・ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の取扱いについて </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示制度の適切な運用、消費者の更なる食品表示の活用に向けた戦略的な普及啓発の検討及び実施 ・栄養成分表示の健康づくりへの活用に向けた普及啓発 ・食物アレルギーの表示対象品目の見直しに向け、実態調査の結果等を踏まえた技術的検討の実施及び事業者が正しい表示を行うための普及啓発 ・ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の取扱いについて
年度	取組内容				
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示制度の適切な運用、消費者の更なる食品表示の活用に向けた戦略的な普及啓発の検討及び実施 ・栄養成分表示の健康づくりへの活用に向けた普及啓発 ・食物アレルギーの表示対象品目の見直しに向け、実態調査の結果等を踏まえた技術的検討の実施及び事業者が正しい表示を行うための普及啓発 ・ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の取扱いについて 				

		<p>関係行政機関等と連携した普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健機能食品制度及び特別用途食品制度の適切な運用及び普及啓発 ・保健機能食品制度の発展・充実の検討（令和6年度まで） ・事業者が速やかに新たな遺伝子組換え食品表示制度に移行するための周知活動（令和4年度まで） ・新たな加工食品の原料原産地表示制度の導入効果の検証（令和6年度）
	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示の全体像に関する報告書を踏まえた消費者の表示の利活用の実態や問題点等を把握することを目的とした調査の実施（令和4年度まで） ・食品表示の全体像に関する報告書を踏まえた表示に関する調査等に基づく、分かりやすく活用される食品表示の検討（令和6年度まで） ・インターネット販売における食品に関する情報提供についてガイドブック（令和4年度版）の作成（令和4年度まで）
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット販売における食品に関する情報提供について作成したガイドブック（令和4年度版）のCodex等を踏まえての必要に応じた更新（令和6年度まで）
	令和7年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示制度の適切な運用、消費者の更なる食品表示の活用に向けた戦略的な普及啓発の検討及び実施 ・栄養成分表示の健康づくりへの活用に向けた普及啓発 ・食物アレルギーの表示対象品目の見直しに向け、実態調査の結果等を踏まえた技術的検討の実施及び事業者が正しい表示を行うための普及啓発 ・ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の取扱いについて関係行政機関等と連携した普及啓発 ・保健機能食品制度及び特別用途食品制度の適切な運用及び普及啓発

○ 農林水産省の取組

年度	取組内容
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・原料原産地表示制度が食品事業者確実に定着するよう、情報提供を継続 ・食品表示の適正化を確保するため、小売店舗等に対する立入検査等を実施し、その結果に基づいて厳正に措置
令和5年度	
令和6年度	

	令和7年度 以降	<ul style="list-style-type: none">・原料原産地表示制度が食品事業者に確実に定着するよう、情報提供を継続・食品表示の適正化を確保するため、小売店舗等に対する立入検査等を実施し、その結果に基づいて厳正に措置
--	---------------------	---

項目名	⑤ 食品表示による適正な情報提供及び 関係法令の厳正な運用 イ 健康食品も含めた食品の表示・広告の 適正化	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>食品の機能性等を表示する制度に関し、健康食品も含めた食品の表示・広告について、執行体制の整備も含め、関係機関と連携して監視を強化し、法令違反に関しては厳正に対処するとともに、健康食品に関する留意事項の周知徹底を行うことにより、表示・広告の適正化を図る。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <p>通年的に行う健康食品等の虚偽・誇大表示に対するインターネット監視を通じて、令和3年度において409事業者による412商品(令和4年1月末時点)(令和2年度:454事業者による473商品)の表示について健康増進法に違反するおそれがあったことから、行政指導による改善要請を行った。また、インターネット広告において、新型コロナウイルスに対する予防効果等を標ぼうする健康食品の表示について、景品表示法及び健康増進法の観点から緊急監視の追加措置を実施し、令和3年度において43事業者による49商品(令和4年1月末日時点)(令和2年度は59事業者による63商品)の表示について、行政指導による改善要請を行った。なお、改善要請を行った表示については、全ての表示が改善されていることを確認している。</p> <p>機能性表示食品について、広告その他の表示の適正化の観点から、「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制(事後チェック)の透明性の確保等に関する指針」(以下、「事後チェック指針」という。)に基づく表示の適正化について、機能性表示食品の新規届出者に対し個別に啓発等を行うとともに、健康食品の業界団体と連携した普及啓発を広く行った。</p> <p>また、「事後チェック指針」及び「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」を主体として、地方公共団体及び事業者等が主催するリモート会議、研修会等に講師を派遣し、当該資料を用いて説明を行うことにより、機能性表示食品を含め、健康食品に関する景品表示法及び健康増進法の広告及び表示の基本的な考え方について、普及啓発を広く行った。</p>
------	---

<p style="text-align: center;">KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】 健康食品を含めた食品の表示・広告について適切に監視を行い、法令違反に対して厳正に対処する。 参考指標：事業者への措置件数（改善要請した事業者、商品件数）</p> <p>（進捗） 令和3年度：改善要請件数 409 事業者 412 商品（令和4年1月末日時点） （令和2年度：改善要請件数 454 事業者 473 商品） ※新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急追加措置に係る改善要請件数 令和3年度：43 事業者 49 商品（令和2年度：59 事業者 63 商品）（令和4年1月末日時点）</p> <p>（定義） インターネットにおける健康食品等の虚偽誇大表示に対する改善要請件数</p> <p>【今後の取組予定】 ○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">食品の機能性等を表示する制度（健康食品を含む食品全般）に関する監視の強化、健康食品に関する留意事項の周知徹底</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和7年度以降</td> <td>食品の機能性等を表示する制度（健康食品を含む食品全般）に関する監視の強化、健康食品に関する留意事項の周知徹底</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	食品の機能性等を表示する制度（健康食品を含む食品全般）に関する監視の強化、健康食品に関する留意事項の周知徹底	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降	食品の機能性等を表示する制度（健康食品を含む食品全般）に関する監視の強化、健康食品に関する留意事項の周知徹底
年度	取組内容								
令和4年度	食品の機能性等を表示する制度（健康食品を含む食品全般）に関する監視の強化、健康食品に関する留意事項の周知徹底								
令和5年度									
令和6年度									
令和7年度以降	食品の機能性等を表示する制度（健康食品を含む食品全般）に関する監視の強化、健康食品に関する留意事項の周知徹底								

項目名	⑤ 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用 ウ 関係機関の連携による食品表示の監視・取締り	担当省庁	消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省
-----	---	------	--------------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省の取組</p> <p>食品表示に関する監視・取締りに関しては、「生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的な施策」（平成 19 年 12 月 17 日「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合了承）に基づき、不適切な食品表示に関する監視を強化するため、消費者庁、警察庁、国税庁及び農林水産省を構成員とする「食品表示連絡会議」を設置している。同会議は、これら関係機関の連携の下、不適正な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、必要に応じて情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等の必要な対応を講ずるとともに、こうした対応が円滑に実施されるよう関連情報の共有を進める。</p> <p>また、このような中央段階での連携の下、ブロックレベル、都道府県レベルで監視協議会を開催し、管区警察局、国税局（所）、地方農政局、都道府県（消費生活センター、警察等）等の地域の関係機関の連携及び情報共有を促進すること等により、関係法令に基づく効果的かつ効率的な執行を図る。</p> <p>監視対象品目が拡大し、その原材料の商流や物流も複雑化、広域化する中、原料原産地表示の違反を防止するため、消費者庁が関係法令を横断的に活用した監視体制をより一層強化し、関係機関が連携した検査体制の構築を図り、迅速な対応を行う。</p> <p>（令和 2～3 年度実績）</p> <p>令和 3 年 10 月 14 日、食品表示連絡会議を開催（令和 2 年 10 月には、資料共有形式にて実施）した。</p> <p>令和 3 年度においては、食品表示法に基づく指示を 9 件（令和 4 年 1 月 31 日時点）、指導を 71 件（令和 3 年 9 月末時点）（令和 2 年度においては、指示 5 件、指導 147 件）実施した。【消費者庁、国税庁、農林水産省】</p> <p>また、ブロックレベルの監視協議会に消費者庁も参画した。都道府県等に対して、表示方法に大きな変更のあった玄米及び精米に係る表示における、関係機関との連携を指示した。さらに、令和 2 年度、景品表示法（原料・産地等の食品偽装に限る。）に基づく措置命令を 1 件実施した。【消費者庁】</p> <p>○ 国税庁の取組</p> <p>酒類については、市場に流通している酒類を小売販売場から買い上げ、表示事項の確認や成分等の理化学分析等を実施し、酒類の表示に疑義が認められた場合には、酒類製造者に対する確認調査を実施するなど表示の適正化を図る。</p> <p>（令和 2～3 年度実績）</p> <p>酒類業組合法等で規定される表示事項の調査に加えて、食品表示基準の遵守状況に係る調査も併せて実施し、指導を 21 件実施した（令和 3 年 9 月末時点）。</p> <p>また、市場に流通している酒類を買い上げて、成分分析や表示事項の確認を行う調</p>
------	--

査を実施している。

○ 農林水産省の取組

食品表示法に基づき、食品（酒類以外の品目）の品質事項については、農林水産省の地方農政局等職員による小売店舗等に対する立入検査等を実施し、監視・取締りの徹底を図る。

また、消費者を欺まんする悪質な産地偽装等が跡を絶たない状況にあることから、こうした産地偽装等の監視・取締りを重点的に行うため、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)及び民間分析機関によるDNA分析等の科学的手法を活用し、食品表示の適正化を確保する。

(令和2～3年度実績)

食品表示法に基づく指示を令和2年度に5件、令和3年度（令和3年11月末時点）に3件実施し、指導を令和2年度に143件、令和3年度（令和3年9月末時点）に70件【P】（確認中）実施した。

<p>KPI ・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①食品表示法、景品表示法（食品表示に限る。）に基づく措置の実施状況</p> <p>②生鮮食品の原産地の不適正表示率</p> <p>③加工食品の義務表示事項の不適正表示率</p> <p>(目標)</p> <p>①関係省庁間で適時情報共有・意見交換を行い、迅速に取締り等が行えるようにする。</p> <p>②③ 常に100%を目指すべき指標として注視しつつ、適切に対処する。</p> <p>(進捗)</p> <p>① 令和3年度：食品表示法に基づく指示9件（令和4年1月31日時点）、指導71件（9月末時点）【消費者庁、国税庁、農林水産省】</p> <p>②令和2年度：0.2%</p> <p>③令和2年度：1.2%</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">食品表示連絡会議等を活用した関係省庁間の情報共有・連携強化、都道府県等と国の出先機関との連携促進・情報共有の支援を通じた横断的な検査体制を構築し、迅速な対応を行う。</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和7年度以降</td> <td>食品表示連絡会議等を活用した関係省庁間の情報共有・連携強化、都道府県等と国の出先機関との連携促進・情報共有の支援を通じた横断的な検査体制を構築し、迅速な対応を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 国税庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">酒類の表示の適正化を図るため、商品の買上げによる表示事項の確認や成分等の理化学分析等を行い、酒類の表示に疑義が認められた場合には、酒類製造者に対する確認調査を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置する。</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和7年度以降</td> <td>酒類の表示の適正化を図るため、商品の買上げによる表示事項の確認や成分等の理化学分析等を行い、酒類の表示に疑義が認められた場合には、酒類製造者に対する確認調査を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置する。</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	食品表示連絡会議等を活用した関係省庁間の情報共有・連携強化、都道府県等と国の出先機関との連携促進・情報共有の支援を通じた横断的な検査体制を構築し、迅速な対応を行う。	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降	食品表示連絡会議等を活用した関係省庁間の情報共有・連携強化、都道府県等と国の出先機関との連携促進・情報共有の支援を通じた横断的な検査体制を構築し、迅速な対応を行う。	年度	取組内容	令和4年度	酒類の表示の適正化を図るため、商品の買上げによる表示事項の確認や成分等の理化学分析等を行い、酒類の表示に疑義が認められた場合には、酒類製造者に対する確認調査を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置する。	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降	酒類の表示の適正化を図るため、商品の買上げによる表示事項の確認や成分等の理化学分析等を行い、酒類の表示に疑義が認められた場合には、酒類製造者に対する確認調査を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置する。
年度	取組内容																
令和4年度	食品表示連絡会議等を活用した関係省庁間の情報共有・連携強化、都道府県等と国の出先機関との連携促進・情報共有の支援を通じた横断的な検査体制を構築し、迅速な対応を行う。																
令和5年度																	
令和6年度																	
令和7年度以降	食品表示連絡会議等を活用した関係省庁間の情報共有・連携強化、都道府県等と国の出先機関との連携促進・情報共有の支援を通じた横断的な検査体制を構築し、迅速な対応を行う。																
年度	取組内容																
令和4年度	酒類の表示の適正化を図るため、商品の買上げによる表示事項の確認や成分等の理化学分析等を行い、酒類の表示に疑義が認められた場合には、酒類製造者に対する確認調査を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置する。																
令和5年度																	
令和6年度																	
令和7年度以降	酒類の表示の適正化を図るため、商品の買上げによる表示事項の確認や成分等の理化学分析等を行い、酒類の表示に疑義が認められた場合には、酒類製造者に対する確認調査を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置する。																

○ 農林水産省の取組

年度	取組内容
令和4年度	食品表示の適正化を確保するため、小売店舗等に対する立入検査等を実施し、その結果に基づいて厳正に措置する。
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度 以降	食品表示の適正化を確保するため、小売店舗等に対する立入検査等を実施し、その結果に基づいて厳正に措置する。

項目名	⑤ 食品表示による適正な情報提供及び 関係法令の厳正な運用 エ 米穀等の産地情報の伝達の適正化	担当省庁	農林水産省、国税 庁、消費者庁
-----	---	------	--------------------

施策概要	<p>○ 農林水産省、国税庁、消費者庁の取組</p> <p>米トレーサビリティ法に基づき、米穀等に係る産地情報の伝達に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置を行うことにより、米・米加工品の産地情報の伝達の適正化を図る。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <p>関係機関と連携した監視を実施し(被疑情報に基づき、関係機関と連携した調査を実施。)、令和2年度における米及び米加工品(酒類を除く。)に関する産地情報伝達の適正実施率は99.6%、令和3年度における酒類に関する産地情報伝達の適正実施率は96.7%(令和3年9月末時点)であった。</p>
------	---

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①米及び米加工品(酒類を除く。)に関する産地情報伝達の適正実施率</p> <p>②酒類に関する産地情報伝達の適正実施率</p> <p>(目標)</p> <p>①米穀事業者に対する確認調査を実施し、調査結果に基づき厳正に措置する。</p> <p>②米穀事業者に対する確認調査を実施し、調査結果に基づき厳正に措置する。</p> <p>(進捗)</p> <p>①令和2年度:99.6%(令和元年度:99.5%)</p> <p>②令和3年度:96.7%(令和2年度:97.7%)</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 農林水産省、国税庁、消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="3">米穀等に係る産地情報の伝達に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(令和7年度 以降)</td> <td>米穀等に係る産地情報の伝達に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	米穀等に係る産地情報の伝達に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置	令和5年度	令和6年度	(令和7年度 以降)	米穀等に係る産地情報の伝達に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置
年度	取組内容								
令和4年度	米穀等に係る産地情報の伝達に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置								
令和5年度									
令和6年度									
(令和7年度 以降)	米穀等に係る産地情報の伝達に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置								

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り ア 「オレオレ詐欺等対策プラン」の推進 による特殊詐欺の取締り、被害防止の推進	担当省庁	警察庁、総務省、金融庁
-----	---	------	-------------

施策概要	<p>○ 警察庁、総務省、金融庁の取組</p> <p>特殊詐欺等から高齢者を守るための総合対策として策定された「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、架空料金請求や金融商品等の特殊詐欺の取締りを強化する。また、携帯電話や預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する行為について関係法令を駆使して取締りに当たるとともに、不正に取得された携帯電話等に係る役務提供拒否のための事業者に対する情報提供、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等の犯行ツール対策を推進し、被害の未然防止、拡大防止を図る。</p> <p>特殊詐欺に利用された電話番号については、警察からの要請があった場合に、電気通信事業者において、その利用を停止するなどの取組を行う。</p> <p>様々な機会を通じて特殊詐欺の最新の手口、発生状況、被害に遭わないための注意点等の情報を提供するなど、特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動を推進する。</p> <p>金融機関に対し、特殊詐欺に関する注意喚起等を引き続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止のための取組を一層促進する。</p> <p>また、同様の観点から、金融機関における特殊詐欺への対応状況の検証を行う。</p> <p>金融機関に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき公表を行う。</p> <p>（令和2～3年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 架空料金請求詐欺や金融商品詐欺等の特殊詐欺の取締りを推進した。 ・ 携帯電話や預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する行為について関係法令を駆使して取締りに当たるとともに、不正に取得された携帯電話等に係る役務提供拒否のための事業者に対する情報提供、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等の犯行ツール対策を推進した。 ・ 特殊詐欺の犯行に利用された電話番号の利用停止要請を行うなどの取組を推進した。 ・ 新型コロナウイルス感染症に関連した特殊詐欺を含めて、様々な機会を通じて特殊詐欺の最新の手口、発生状況、被害に遭わないための注意点等の情報を提供するなど、被害防止のための広報啓発活動を推進した。 ・ 金融機関に対し、特殊詐欺に関する注意喚起等を引き続き実施した。 ・ 金融機関に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、当該情報提供の状況等につき公表した。
------	---

KPI・
今後の取組予定

【KPI】

- ①架空料金請求詐欺
 - ア) 認知状況（認知件数、被害額）
 - イ) 検挙状況（検挙件数、検挙人員）
- ②金融商品詐欺の認知状況、検挙状況
 - ア) 認知状況（認知件数、被害額）
 - イ) 検挙状況（検挙件数、検挙人員）

(進捗)

- ① ア) 令和3年：認知件数2,092件、被害額67.9億円
 (令和2年：認知件数2,010件、被害額79.8億円)
- イ) 令和3年：検挙件数251件、検挙人員119人
 (令和2年：検挙件数490件、検挙人員158人)
- ② ア) 令和3年：認知件数31件、被害額2.7億円
 (令和2年：認知件数58件、被害額：4.2億円)
- イ) 令和3年：検挙件数11件、検挙人員19人
 (令和2年：検挙件数37件、検挙人員35人)

【今後の取組予定】

○ 警察庁、総務省、金融庁の取組

年度	取組内容
令和4年度	・架空料金請求や金融商品等の特殊詐欺の取締り、特殊詐欺を助長する犯罪の取締り
令和5年度	・犯行ツール対策の推進
令和6年度	・特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動の推進 ・特殊詐欺被害の未然防止に向けた金融機関への注意喚起等
令和7年度以降	・架空料金請求や金融商品等の特殊詐欺の取締り、特殊詐欺を助長する犯罪の取締り ・犯行ツール対策の推進 ・特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動の推進 ・特殊詐欺被害の未然防止に向けた金融機関への注意喚起等

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り イ 「架空請求対策パッケージ」の推進等 による被害防止	担当省庁	消費者庁、警察庁、 金融庁、法務省、経 済産業省
-----	---	------	--------------------------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、警察庁、金融庁、法務省、経済産業省の取組</p> <p>「架空請求対策パッケージ」（平成30年7月22日消費者政策会議決定）及び「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定）の枠組みを基に、以下の取組を推進。</p> <p>①悪質事業者から消費者への接触防止のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迷惑電話防止機能を有する機器の活用の有効性を周知するとともに、そうした機器の普及を促進。 ・架空料金請求事案について、被害の発生や拡大に関する情報を得たときは、消費者安全法に基づく調査を行い、具体的な事業者の名称を挙げた注意喚起を実施することにより、被害の拡大防止を図る。 <p>②消費者から悪質事業者への連絡防止のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務省の名称等をかたる架空請求について、消費者を被告とする訴状に関する通知の真偽を判別するポイントを含め、対処方法をウェブサイトに掲載。 ・啓発資料の作成、SNSによる発信、関係府省庁等による取組を集約した特設サイトの開設等による注意喚起を実施（家族の絆を強めて、家族間で平素から連絡を取り合うことで被害を防止していこうという社会的気運の醸成等を目指した広報啓発活動の展開、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置促進や協議会を活用した注意喚起等架空請求の防止に向けて民間団体等の協力を得て周知を行うこと等を含む。）。 ・架空料金請求を含む特殊詐欺等の捜査過程で押収した名簿を活用した注意喚起を実施。 <p>③消費者による悪質事業者への支払の防止のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関に対し、架空料金請求を含む特殊詐欺被害の発生防止に関する行員研修及び訓練の実施、従業員からの声掛け強化、高齢者のATM利用制限及び高額な払戻しに係る全件通報など、被害防止に向けた金融機関の取組を促進。 ・業界団体（一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本資金決済業協会等）を通じ、コンビニエンスストアにおけるレジ画面や複合端末画面での注意喚起内容の充実その他の取組の実施を要請等。 <p>（令和2～3年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迷惑電話防止機能を有する機器の活用の有効性を周知するとともに、そうした機器の普及を促進した。 ・啓発資料の作成、各種媒体による情報発信等による注意喚起を推進した。 <p>また、架空料金請求を含む特殊詐欺等の捜査過程で押収した名簿を活用した注意喚起を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関に対し、従業員からの声掛け強化、高齢者のATM利用制限及び高額な払戻しに係る全件通報など、被害防止に向けた金融機関の取組を促進した。
------	--

	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度には、消費者庁において、年末年始に向けて、架空請求を含む高齢者に多い消費者トラブルについて、注意喚起を行った。 										
<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】 支払をした後に寄せられた架空料金請求に関する消費生活相談件数 (目標) 当該指標を注視しつつ、適切に対応を行う。</p> <p>(進捗) 令和3年度：確認中 令和2年度：850件</p> <p>(定義) PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）より収集。 (架空料金請求として登録された相談のうち既支払額1円以上の相談件数。)</p> <p>【今後の取組予定】 ○ 消費者庁、警察庁、金融庁、法務省、経済産業省の取組</p> <table border="1" data-bbox="466 875 1382 1731"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 875 651 920">年度</th> <th data-bbox="651 875 1382 920">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 920 651 1055">令和4年度</td> <td data-bbox="651 920 1382 1055"> <ul style="list-style-type: none"> 架空料金請求個別事案の調査・法的措置 多様な方法による注意喚起の実施（法務省の名称等をかたる架空請求についての対処方法の周知、国民生活センターによる特設サイトの公開等） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1055 651 1189">令和5年度</td> <td data-bbox="651 1055 1382 1189"> <ul style="list-style-type: none"> 架空料金請求を含む特殊詐欺等の捜査過程で押収した名簿を活用した注意喚起の実施 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1189 651 1323">令和6年度</td> <td data-bbox="651 1189 1382 1323"> <ul style="list-style-type: none"> 業界団体（一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本資金決済業協会）を通じた、コンビニエンスストア等における取組実施の要請等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1323 651 1731">令和7年度 以降</td> <td data-bbox="651 1323 1382 1731"> <ul style="list-style-type: none"> 架空料金請求個別事案の調査・法的措置 多様な方法による注意喚起の実施（法務省の名称等をかたる架空請求についての対処方法の周知、国民生活センターによる特設サイトの公開等） 架空料金請求を含む特殊詐欺等の捜査過程で押収した名簿を活用した注意喚起の実施 業界団体（一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本資金決済業協会）を通じた、コンビニエンスストア等における取組実施の要請等 </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 架空料金請求個別事案の調査・法的措置 多様な方法による注意喚起の実施（法務省の名称等をかたる架空請求についての対処方法の周知、国民生活センターによる特設サイトの公開等） 	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 架空料金請求を含む特殊詐欺等の捜査過程で押収した名簿を活用した注意喚起の実施 	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 業界団体（一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本資金決済業協会）を通じた、コンビニエンスストア等における取組実施の要請等 	令和7年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> 架空料金請求個別事案の調査・法的措置 多様な方法による注意喚起の実施（法務省の名称等をかたる架空請求についての対処方法の周知、国民生活センターによる特設サイトの公開等） 架空料金請求を含む特殊詐欺等の捜査過程で押収した名簿を活用した注意喚起の実施 業界団体（一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本資金決済業協会）を通じた、コンビニエンスストア等における取組実施の要請等
年度	取組内容										
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 架空料金請求個別事案の調査・法的措置 多様な方法による注意喚起の実施（法務省の名称等をかたる架空請求についての対処方法の周知、国民生活センターによる特設サイトの公開等） 										
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 架空料金請求を含む特殊詐欺等の捜査過程で押収した名簿を活用した注意喚起の実施 										
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 業界団体（一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本資金決済業協会）を通じた、コンビニエンスストア等における取組実施の要請等 										
令和7年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> 架空料金請求個別事案の調査・法的措置 多様な方法による注意喚起の実施（法務省の名称等をかたる架空請求についての対処方法の周知、国民生活センターによる特設サイトの公開等） 架空料金請求を含む特殊詐欺等の捜査過程で押収した名簿を活用した注意喚起の実施 業界団体（一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本資金決済業協会）を通じた、コンビニエンスストア等における取組実施の要請等 										

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り ウ 被害の拡大防止を意識した悪質商法 事犯の取締りの推進	担当省庁	警察庁
-----	--	------	-----

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）は、多大な被害をもたらすものであることから、関係行政機関との連携強化等による、いわゆる「販売預託商法」を含む悪質商法事犯の早期把握に努めるとともに、悪質商法に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供や広域事犯に対応するための合同・共同捜査の推進等による早期事件化により、被害の拡大防止を図る。</p> <p>（令和2～3年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関との連携強化等により、新型コロナウイルス感染症の拡大に便乗した悪質商法を含め、悪質商法事犯の早期把握に努めた。 ・合同・共同捜査の推進等により早期事件化するとともに、金融機関に対し、悪質商法に利用された預貯金口座の情報提供を行い、被害の拡大防止を図った。 								
KPI - 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>悪質商法事犯の取締状況</p> <p>①利殖勧誘事犯</p> <p>②特定商取引等事犯</p> <p>（目標）</p> <p>取締状況を注視しつつ、状況に応じ適切に対処していく。</p> <p>（進捗）</p> <p>①令和3年：●事件（確認中）、検挙人員●人（確認中）（令和2年：38事件、検挙人員：130人）</p> <p>②令和3年：●事件（確認中）、検挙人員●人（確認中）（令和2年：132事件、検挙人員：204人）</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="3">関係行政機関との連携強化等による、いわゆる「販売預託商法」を含む悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）の早期把握、悪質商法に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供や広域事犯に対応するための合同・共同捜査の推進</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（令和7年度 以降）</td> <td>関係行政機関との連携強化等による、いわゆる「販売預託商法」を含む悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）の早期把握、悪質商法に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供や広域事犯に対応するための合同・共同捜査の推進</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	関係行政機関との連携強化等による、いわゆる「販売預託商法」を含む悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）の早期把握、悪質商法に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供や広域事犯に対応するための合同・共同捜査の推進	令和5年度	令和6年度	（令和7年度 以降）	関係行政機関との連携強化等による、いわゆる「販売預託商法」を含む悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）の早期把握、悪質商法に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供や広域事犯に対応するための合同・共同捜査の推進
年度	取組内容								
令和4年度	関係行政機関との連携強化等による、いわゆる「販売預託商法」を含む悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）の早期把握、悪質商法に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供や広域事犯に対応するための合同・共同捜査の推進								
令和5年度									
令和6年度									
（令和7年度 以降）	関係行政機関との連携強化等による、いわゆる「販売預託商法」を含む悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）の早期把握、悪質商法に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供や広域事犯に対応するための合同・共同捜査の推進								

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り エ 生活経済事犯に係る被害拡大防止に向けた犯行ツール対策の推進	担当省庁	警察庁、関係府省庁等
-----	--	------	------------

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>生活経済事犯の多くで、預貯金口座や携帯電話等に係るサービスが悪用されていることから、犯罪の予防及び被害拡大防止を図るため、生活経済事犯に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、携帯音声通信事業者に対する携帯電話契約者確認の求め及び役務提供拒否に関する情報提供、契約条項に基づくレンタル携帯電話契約の解約要請等の犯行ツール対策を推進する。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <p>犯罪の予防及び被害拡大防止を図るため、生活経済事犯に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、携帯音声通信事業者に対する携帯電話契約者確認の求め及び役務提供拒否に関する情報提供、契約条項に基づくレンタル携帯電話契約の解約要請等の犯行ツール対策を推進した。</p>
------	--

KPI - 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>情報提供、解約要請等の実施状況</p> <p>①生活経済事犯に利用された口座の金融機関への情報提供件数</p> <p>②携帯電話契約者確認の求めを行った件数</p> <p>(目標)</p> <p>実施状況を注視しつつ、状況に応じ適切に対処していく。</p> <p>(進捗)</p> <p>①令和3年：調査中（令和2年：10,641件）</p> <p>②令和2年：調査中（令和2年：1,823件）</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1" data-bbox="466 1413 1382 1736"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 1413 651 1458">年度</th> <th data-bbox="651 1413 1382 1458">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 1458 651 1503">令和4年度</td> <td data-bbox="651 1458 1382 1503">生活経済事犯に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1503 651 1547">令和5年度</td> <td data-bbox="651 1503 1382 1547">携帯電話契約者確認の求め、契約条項に基づくレンタル携帯電話</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1547 651 1592">令和6年度</td> <td data-bbox="651 1547 1382 1592">契約の解約要請等の犯行ツール対策の推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1592 651 1736">令和7年度 以降</td> <td data-bbox="651 1592 1382 1736">生活経済事犯に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、携帯電話契約者確認の求め、契約条項に基づくレンタル携帯電話契約の解約要請等の犯行ツール対策の推進</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	生活経済事犯に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、	令和5年度	携帯電話契約者確認の求め、契約条項に基づくレンタル携帯電話	令和6年度	契約の解約要請等の犯行ツール対策の推進	令和7年度 以降	生活経済事犯に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、携帯電話契約者確認の求め、契約条項に基づくレンタル携帯電話契約の解約要請等の犯行ツール対策の推進
年度	取組内容										
令和4年度	生活経済事犯に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、										
令和5年度	携帯電話契約者確認の求め、契約条項に基づくレンタル携帯電話										
令和6年度	契約の解約要請等の犯行ツール対策の推進										
令和7年度 以降	生活経済事犯に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、携帯電話契約者確認の求め、契約条項に基づくレンタル携帯電話契約の解約要請等の犯行ツール対策の推進										

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り オ 偽造キャッシュカード等による被害 の拡大防止等への対策の推進	担当省庁	金融庁、警察庁
-----	--	------	---------

施策概要	<p>○ 金融庁、警察庁の取組</p> <p>偽造キャッシュカード等（偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキング）による被害の防止等に向けた金融機関への注意喚起を実施する。</p> <p>（令和2～3年度実績）</p> <p>インターネットバンキングに係る不正送金事犯関連部分を見直した新たな金融機関の防犯基準を策定し、都道府県警察に対して防犯対策を推進するよう指示した（令和2年5月）。</p> <p>○ 金融庁の取組</p> <p>金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況をフォローアップ（偽造キャッシュカード等による被害発生状況や金融機関による補償状況の四半期ごとの公表、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況に関するアンケート調査の実施及び公表、金融機関における偽造キャッシュカード等への対応状況の検証）し、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等を促進する。</p> <p>（令和2～3年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・偽造キャッシュカード等による被害発生状況や金融機関による補償状況について、四半期ごとに公表した。 ・偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況についてアンケート調査を実施し、概要を公表した。
------	---

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①IC キャッシュカード対応 ATM が全体の ATM に占める割合</p> <p>②生体認証機能付 IC キャッシュカード対応 ATM が全体の ATM に占める割合</p> <p>③IC キャッシュカード導入済金融機関の割合</p> <p>④生体認証機能付 IC キャッシュカード導入済金融機関の割合</p> <p>⑤個人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関の割合</p> <p>⑥法人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関の割合</p> <p>(進捗)</p> <p>①令和3年度（3月末時点）：97.6%（全172,855台中168,624台）</p> <p>②令和3年度（3月末時点）：47.4%（全172,855台中81,871台）</p> <p>③令和3年度（3月末時点）：86.8%（全1,252金融機関中1,087金融機関）</p> <p>④令和3年度（3月末時点）：19.9%（全1,252金融機関中249金融機関）</p> <p>⑤令和3年度（3月末時点）：99.7%（全1,177金融機関中1,173金融機関）</p> <p>⑥令和3年度（3月末時点）：97.3%（全1,094金融機関中1,065金融機関）</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 金融庁、警察庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関への注意喚起の実施 ・各種被害手口に対応した金融機関における防止策等の促進 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度 以降</td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関への注意喚起の実施 ・各種被害手口に対応した金融機関における防止策等の促進 </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関への注意喚起の実施 ・各種被害手口に対応した金融機関における防止策等の促進 	令和5年度	令和6年度	令和7年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関への注意喚起の実施 ・各種被害手口に対応した金融機関における防止策等の促進
年度	取組内容								
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関への注意喚起の実施 ・各種被害手口に対応した金融機関における防止策等の促進 								
令和5年度									
令和6年度									
令和7年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関への注意喚起の実施 ・各種被害手口に対応した金融機関における防止策等の促進 								

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り 力 ヤミ金融事犯の取締りの推進	担当省庁	警察庁
-----	--------------------------------------	------	-----

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>ヤミ金融事犯については、健全な経済生活を脅かす悪質な事犯であり、また暴力団の資金源となる場合もあることから、当該事犯の徹底した取締りのほか、ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め及び役務提供拒否に関する情報提供、プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等により、被害の予防を図る。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <p>ヤミ金融事犯の徹底した取締りのほか、ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め及び役務提供拒否に関する情報提供、プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等により、被害の予防を図った。</p>										
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>ヤミ金融事犯の取締り状況（事件数、検挙人員）</p> <p>(目標)</p> <p>取締状況を注視しつつ、状況に応じ適切に対処していく。</p> <p>(進捗)</p> <p>令和3年：●事件（確認中）、検挙人員●人（確認中）（令和2年：592事件、検挙人員701人）</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ヤミ金融事犯の徹底した取締り ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供 </td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め及び役務提供拒否に関する情報提供 </td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等による被害の予防 </td> </tr> <tr> <td>令和7年度以降</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ヤミ金融事犯の徹底した取締り ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供 携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め及び役務提供拒否に関する情報提供 プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等による被害の予防 </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ヤミ金融事犯の徹底した取締り ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供 	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め及び役務提供拒否に関する情報提供 	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等による被害の予防 	令和7年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ヤミ金融事犯の徹底した取締り ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供 携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め及び役務提供拒否に関する情報提供 プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等による被害の予防
年度	取組内容										
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ヤミ金融事犯の徹底した取締り ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供 										
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め及び役務提供拒否に関する情報提供 										
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等による被害の予防 										
令和7年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ヤミ金融事犯の徹底した取締り ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供 携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め及び役務提供拒否に関する情報提供 プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等による被害の予防 										

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り キ フィッシング対策の推進	担当省庁	警察庁、総務省、経済産業省
-----	------------------------------------	------	---------------

施策概要	<p>○ 警察庁、総務省、経済産業省の取組</p> <p>不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号。以下「不正アクセス禁止法」という。）に係る ID・パスワード等の識別符号を不正に要求するフィッシング行為やインターネットバンキングに係る不正送金事犯等のフィッシング行為に関連する犯罪の取締りを推進する。また、広報啓発活動や関係事業者等への情報提供等を通じ、フィッシング被害防止対策を推進する。</p> <p>総務省では、フィッシング対策にも有効な技術的対策の一つとして、受信者が受け取った電子メールについて、当該電子メールの送信者の情報が詐称されている（送信者になりすましている）か否かを確認可能とする「送信ドメイン認証技術」の普及促進に取り組んでおり、迷惑メール対策に関わる関係者が幅広く参画し、関係者による効果的な迷惑メール対策の推進に資することを目的として設立された「迷惑メール対策推進協議会」と連携し、「送信ドメイン認証技術導入マニュアル」を策定・公表（令和 3 年 9 月に第 3 版を公表）している。</p> <p>（令和 2～3 年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・識別符号を不正に要求するフィッシング行為や同行為に関連する犯罪の取締りを実施した。 ・新型コロナウイルスのワクチン予約に乗じたフィッシング等の犯罪の手口等について、警察や日本サイバー犯罪対策センター（JC3）のウェブサイト等で注意喚起を行った。 ・荷物の配送連絡を装った SMS によるフィッシングの手口とその対策等について、警察庁のウェブサイトで注意喚起を行った。 ・経済産業省では、一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンターやフィッシング対策協議会を通じて、フィッシングの疑いのある電子メール及びウェブサイト等に関する情報収集・分析を行い、同法人及び同協議会のウェブサイトやメーリングリスト等で、サイバーセキュリティ関連団体や一般消費者等へ、フィッシングに関する情報発信や注意喚起等の情報提供を実施している。 ・総務省では、金融関係及び物流関係の業界団体に対して、令和 3 年 5 月、送信ドメイン認証技術の導入について各団体所属の法人への周知依頼を実施した。また、「迷惑メール対策推進協議会」を通じて、「送信ドメイン認証技術導入マニュアル」について新たな技術である DMARC を中心に改定を行い、令和 3 年 9 月に公表し、関係団体への周知等を実施している。
------	--

<p>KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>①不正アクセス禁止法違反（フィッシング）の検挙件数</p> <p>②インターネットバンキングに係る不正送金事犯関連犯罪の検挙件数</p> <p>③「迷惑メール対策推進協議会」と連携した「送信ドメイン認証技術」の普及促進状況</p> <p>（目標）</p> <p>①② 不正アクセス禁止法違反（フィッシング）の検挙件数及びインターネットバンキングに係る不正送金事犯関連犯罪の検挙件数の増減を注視しつつ、状況に応じ適切に対処していく。</p> <p>（進捗）</p> <p>①令和3年：調査中（令和2年：3件）</p> <p>②令和3年：調査中</p> <p>③令和3年：フィッシング対策に係る会議において DMARC を含む送信ドメイン認証技術を紹介。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁、総務省、経済産業省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="3">不正アクセス禁止法等に基づく識別符号の不正要求行為等の取締り、広報啓発活動や関係事業者等への情報提供等を通じたフィッシング被害防止対策</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度以降</td> <td>不正アクセス禁止法等に基づく識別符号の不正要求行為等の取締り、広報啓発活動や関係事業者等への情報提供等を通じたフィッシング被害防止対策</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	不正アクセス禁止法等に基づく識別符号の不正要求行為等の取締り、広報啓発活動や関係事業者等への情報提供等を通じたフィッシング被害防止対策	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降	不正アクセス禁止法等に基づく識別符号の不正要求行為等の取締り、広報啓発活動や関係事業者等への情報提供等を通じたフィッシング被害防止対策
年度	取組内容								
令和4年度	不正アクセス禁止法等に基づく識別符号の不正要求行為等の取締り、広報啓発活動や関係事業者等への情報提供等を通じたフィッシング被害防止対策								
令和5年度									
令和6年度									
令和7年度以降	不正アクセス禁止法等に基づく識別符号の不正要求行為等の取締り、広報啓発活動や関係事業者等への情報提供等を通じたフィッシング被害防止対策								

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り ク ウイルス対策ソフト等を活用した被害拡大防止対策	担当省庁	警察庁
-----	--	------	-----

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>各都道府県警察等から集約した、海外の偽サイト等に関する URL 情報等を、ウイルス対策ソフト事業者等に提供し、当該サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面に警告表示を行うなどの対策を推進する。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <p>海外の偽サイト等に関する URL 情報等をウイルス対策ソフト事業者等へ提供した。</p>								
KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>海外の偽サイト等に関する URL 情報等のウイルス対策ソフト事業者等への提供件数 (目標)</p> <p>海外の偽サイト等に関する URL 情報等のウイルス対策ソフト事業者等への提供件数の増減を注視しつつ、適切に対応していく。</p> <p>(進捗)</p> <p>令和3年：調査中（令和2年：19,010件）</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1" data-bbox="467 1137 1382 1417"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 1137 651 1189">年度</th> <th data-bbox="651 1137 1382 1189">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 1189 651 1240">令和4年度</td> <td data-bbox="651 1189 1382 1240" rowspan="3">URL 情報等の提供による、海外の偽サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面への警告表示等の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1240 651 1292">令和5年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1292 651 1344">令和6年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1344 651 1417">令和7年度 以降</td> <td data-bbox="651 1344 1382 1417">URL 情報等の提供による、海外の偽サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面への警告表示等の実施</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	URL 情報等の提供による、海外の偽サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面への警告表示等の実施	令和5年度	令和6年度	令和7年度 以降	URL 情報等の提供による、海外の偽サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面への警告表示等の実施
年度	取組内容								
令和4年度	URL 情報等の提供による、海外の偽サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面への警告表示等の実施								
令和5年度									
令和6年度									
令和7年度 以降	URL 情報等の提供による、海外の偽サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面への警告表示等の実施								

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り ケ インターネットオークションに係る犯罪の取締り等	担当省庁	警察庁
-----	--	------	-----

施策概要	<p>○ 警察庁の取組</p> <p>インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進するとともに、犯罪の取締りの状況等に応じた注意喚起を実施する。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <p>インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進するとともに、犯罪の取締りの状況等に応じた注意喚起を実施した。</p>								
KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>インターネットオークションに係る犯罪の取締り状況（インターネットオークション詐欺の検挙件数）</p> <p>(目標)</p> <p>取締り状況を注視しつつ、状況に応じ厳正かつ適正に対応していく。</p> <p>(進捗)</p> <p>令和3年：62件（令和2年：98件）</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 警察庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">インターネットオークションに係る犯罪の取締り、犯罪の取締りの状況等に応じた注意喚起</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度 以降</td> <td style="text-align: center;">インターネットオークションに係る犯罪の取締り、犯罪の取締りの状況等に応じた注意喚起</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	インターネットオークションに係る犯罪の取締り、犯罪の取締りの状況等に応じた注意喚起	令和5年度	令和6年度	令和7年度 以降	インターネットオークションに係る犯罪の取締り、犯罪の取締りの状況等に応じた注意喚起
年度	取組内容								
令和4年度	インターネットオークションに係る犯罪の取締り、犯罪の取締りの状況等に応じた注意喚起								
令和5年度									
令和6年度									
令和7年度 以降	インターネットオークションに係る犯罪の取締り、犯罪の取締りの状況等に応じた注意喚起								

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り コ 模倣品被害の防止 ※SDGs 関連: 関連目標 17	担当省庁	消費者庁、警察庁、 財務省、総務省、農 林水産省、経済産業 省、関係府省庁等
-----	--	------	---

施策概要	<p>○ 消費者庁、警察庁、財務省、総務省、農林水産省、経済産業省の取組</p> <p>越境取引やインターネット取引などでの模倣品被害を防止するため、関係行政機関が連携して取締りの強化等を行うとともに、取引の関係者にも協力を呼び掛ける。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月、大手デジタル・プラットフォーム企業が提供するオンライン・ショッピングモールにおいて、販売業者が偽ブランド品を真正品であるかのように表示して販売していたことから、特定商取引法に基づき13通信販売業者に対して行政処分を行った。 ・模倣品を扱っている可能性のあるインターネットの通信販売サイトについて特定商取引法の遵守状況について調査を行い、うち同法違反の疑いがある事業者に対して改善指導を行った。 ・令和3年5月に成立・公布された特許法等の一部を改正する法律(令和3年法律第42号)による改正商標法及び意匠法において、海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為について、権利侵害行為となることが明確化された。その後、財務省において、経済産業省との連携を図りつつ、当該改正法の施行と同時に、当該侵害に係る物品に対して実効性のある水際取締りを実施できるよう、必要な措置について検討を進め、関税法改正による制度的対応を実施した。(予定)。 ・警察庁においては、模倣品の取締りと取引関係者への協力要請を推進した。 <p>○ 農林水産省の取組</p> <p>官民連携の農林水産知的財産保護コンソーシアム(委託事業)を通じて、我が国農林水産物・食品の模倣品に係る現地調査やインターネットによる監視等を実施し、地理的表示の登録生産者団体や都道府県等関係団体に情報提供する。また、地理的表示の侵害については、補助事業を通じて、海外における知的財産の保護・侵害対策を支援する。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産知的財産保護コンソーシアムを通じて、中国、マレーシア、台湾、シンガポール、スペインにおいて我が国農林水産物・食品の模倣品に係る現地調査及びインターネットによる監視等を実施し、登録生産者団体や都道府県等関係団体に情報提供した。同調査により、複数国のショッピングサイトでGI(地理的表示、Geographical Indicationの略)名称の不正使用が疑われる商品が発見された。各サイト運営会社に当該商品に関するページの削除・修正申請を行っている。 ・補助事業を通じて、海外におけるGI申請をそれぞれ令和2年度に1件、令和3年度に4件、第三者による冒認商標出願及び模倣品販売の対応を令和2～3年で計4件実施している。
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①模倣品を扱っている可能性のあるインターネットの通信販売サイトについて特定商取引法の遵守状況について調査を行い、同法違反の疑いがある事業者に対して改善指導を行う。</p> <p>②特定商取引法による行政処分件数</p> <p>③全国の税関における知的財産侵害物品の差止状況</p> <p style="padding-left: 20px;">ア) 輸入差止件数</p> <p style="padding-left: 20px;">イ) 輸入差止点数</p> <p>④模倣品被害の取締り状況</p> <p style="padding-left: 20px;">ア) 商標権侵害事犯の検挙事件数、検挙人員、検挙事例</p> <p style="padding-left: 20px;">イ) 著作権侵害事犯の検挙事件数、検挙人員、検挙事例</p> <p>(目標)</p> <p>①②消費生活相談の動向等を注視しつつ、調査結果を踏まえ、厳正かつ適切に執行を行う。</p> <p>③④行政処分件数の増減や事犯の内容を注視しつつ、状況に応じ厳正かつ適切に対処していく。</p> <p>(定義)</p> <p>①インターネット通信販売等の模倣品を扱っている疑いのある通信販売業者の特定商取引法の遵守状況の調査(委託事業)を行い、同法違反の疑いがある事業者に対して消費者庁が改善指導を行った件数。</p> <p>(進捗)</p> <p>①令和4年3月31日時点：調査件数159件、うち改善指導件数：109件 (令和2年度：調査件数144件、うち改善指導件数：113件)</p> <p>②令和4年3月31日時点：0件(令和2年度：業務停止命令：13件、指示：13件、業務禁止命令：0件)</p> <p>③ア) 令和3年：確認中(令和2年：30,305件)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ) 令和3年：確認中(令和2年：589,219点)</p> <p>④ア) 令和3年：●事件(確認中)、検挙人員●人(確認中) (令和元年：280事件、検挙人員326人)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ) 令和3年：●事件(確認中)、検挙人員●人(確認中) (令和元年：112事件、検挙人員123人)</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁、警察庁、財務省、総務省、農林水産省、経済産業省、関係省庁等の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">模倣品の取締りと取引関係者への協力要請</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和7年度以降</td> <td>模倣品の取締りと取引関係者への協力要請</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	模倣品の取締りと取引関係者への協力要請	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降	模倣品の取締りと取引関係者への協力要請
年度	取組内容								
令和4年度	模倣品の取締りと取引関係者への協力要請								
令和5年度									
令和6年度									
令和7年度以降	模倣品の取締りと取引関係者への協力要請								

項目名	⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り サ 振り込め詐欺救済法に基づく被害者の救済支援等	担当省庁	金融庁、財務省
-----	---	------	---------

施策概要	<p>○ 金融庁、財務省の取組</p> <p>犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号。以下「振り込め詐欺救済法」という。）に基づく返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促す。</p> <p>（令和2～3年度実績）</p> <p>振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金制度について、新聞広告やラジオ番組の他、インターネットによる広報活動を通じて国民に周知を行うとともに、金融庁のウェブサイトにて制度の概要等を引き続き掲載した。また、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促した。</p> <p>これらの取組により、制度開始（平成20年6月）以降の被害者への返金額の累計額は、約185億円（2022年2月1日時点）となっている。</p>									
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>被害者への返金額 （進捗）</p> <p>令和3年度（累計額）：約185億円（うち令和3年度の実績：約12億円）（2022年2月1日時点）</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 金融庁、財務省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td>・振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知徹底</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> <td rowspan="2">・金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の促進</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（令和7年度以降）</td> <td>・振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知徹底 ・金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の促進</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	・振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知徹底	令和5年度	・金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の促進	令和6年度	（令和7年度以降）	・振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知徹底 ・金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の促進
年度	取組内容									
令和4年度	・振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知徹底									
令和5年度	・金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の促進									
令和6年度										
（令和7年度以降）	・振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知徹底 ・金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の促進									

項目名	⑦ 計量・規格の適正化 ア JIS等の国内・国際標準化施策の実施	担当省庁	経済産業省
-----	-------------------------------------	------	-------

施策概要	<p>○ 経済産業省の取組</p> <p>消費者の日本産業規格（JIS）開発審議への参加を効率的に促進するために「消費者のための標準化セミナー」を全国で実施する。また、国の審議会である日本産業標準調査会に消費者代表が参加し、消費者の立場から国内の標準化・認証に関する審議を実施する。</p> <p>（令和2～3年度実績）</p> <p>令和3年度は全国15カ所でJISの概要などに関するセミナーを行い、延べ500名が参加した（令和4年2月時点）。また、国の審議会である日本産業標準調査会を計37回開催し（令和4年1月末時点）、各委員会に消費者代表が参加し、消費者の立場から国内の標準化・認証に関する審議を実施した。</p>									
KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①セミナー実施回数及び参加人数</p> <p>②日本産業標準調査会 各専門委員会開催回数</p> <p>（目標）</p> <p>消費者の日本産業規格（JIS）開発審議への参加を効率的に促進するため、セミナーの実施回数を令和2年度と比較して増加させる。</p> <p>（進捗）</p> <p>①令和3年度：実施回数15回、参加人数500名（令和4年2月時点） （令和2年度：実施回数14回、参加人数459名）</p> <p>②令和3年度：37回（令和4年1月末時点） （令和2年度：63回）</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 経済産業省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td>・「消費者のための標準化セミナー」を全国で実施 ・日本産業標準調査会への消費者代表の参加</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> <td rowspan="2">日本産業標準調査会への消費者代表の参加</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度 以降</td> <td>日本産業標準調査会への消費者代表の参加</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	・「消費者のための標準化セミナー」を全国で実施 ・日本産業標準調査会への消費者代表の参加	令和5年度	日本産業標準調査会への消費者代表の参加	令和6年度	令和7年度 以降	日本産業標準調査会への消費者代表の参加
年度	取組内容									
令和4年度	・「消費者のための標準化セミナー」を全国で実施 ・日本産業標準調査会への消費者代表の参加									
令和5年度	日本産業標準調査会への消費者代表の参加									
令和6年度										
令和7年度 以降	日本産業標準調査会への消費者代表の参加									

項目名	⑦ 計量・規格の適正化 イ 新たな JAS の検討及び国際標準化施策の推進 ※SDGs 関連：関連目標 8、10、12、14	担当省庁	農林水産省
-----	--	------	-------

施策概要	<p>○ 農林水産省の取組</p> <p>食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえた日本農林規格 (JAS) を制定するとともに JAS の国際規格化や海外への浸透・定着を図る。</p> <p>(令和 2～3 年度実績)</p> <p>新たな規格として、令和 2 年度は、「ノングルテン米粉の製造工程管理」など 3 件、令和 3 年度は、「有機藻類」など 8 件 (P) (確認中) の JAS を制定した。</p> <p>また、農林水産省は、災害食の品質、安全性、保存性、喫食者の分類等の条件を ISO (国際標準化機構) に提案する取組を支援するとともに、令和 3 年に発足した産学官連携による災害食 ISO 委員会に積極的に参画中。</p> <p>さらに、ベトナム等との二国間連携による有機 JAS 認証の体制整備の支援、アセアン諸国の大学での寄附講座を通じた JAS の認知度・理解度向上等により、JAS の海外への浸透・定着を図った。</p>								
KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①新たな JAS の制定件数 (令和 2 年度まで)</p> <p>②JAS と調和の取れた国際規格の制定件数 (令和 3 年度以降)</p> <p>(目標)</p> <p>①令和 2 年度までに 20 件</p> <p>②令和 12 年度までに 7 件</p> <p>(進捗)</p> <p>①令和 2 年度 (令和 2 年 3 月 31 日時点) : 16 件</p> <p>②令和 3 年度 (令和 4 年 1 月 19 日時点) : 5 件</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 農林水産省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和 4 年度</td> <td rowspan="3">食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえた日本農林規格 (JAS) を制定するとともに JAS の国際規格化や海外への浸透・定着を図る。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 5 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 6 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(令和 7 年度 以降)</td> <td>食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえた日本農林規格 (JAS) を制定するとともに JAS の国際規格化や海外への浸透・定着を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 4 年度	食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえた日本農林規格 (JAS) を制定するとともに JAS の国際規格化や海外への浸透・定着を図る。	令和 5 年度	令和 6 年度	(令和 7 年度 以降)	食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえた日本農林規格 (JAS) を制定するとともに JAS の国際規格化や海外への浸透・定着を図る。
年度	取組内容								
令和 4 年度	食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえた日本農林規格 (JAS) を制定するとともに JAS の国際規格化や海外への浸透・定着を図る。								
令和 5 年度									
令和 6 年度									
(令和 7 年度 以降)	食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえた日本農林規格 (JAS) を制定するとともに JAS の国際規格化や海外への浸透・定着を図る。								

項目名	⑧ 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保 ア 競争政策の強力な実施のための各種対応 ※SDGs 関連：関連目標 8、9	担当省庁	公正取引委員会
-----	---	------	---------

施策概要	<p>○ 公正取引委員会の取組</p> <p>一般消費者の利益の確保のため、独占禁止法等に基づき、競争政策を強力に実施する。また、価格カルテル・入札談合、デジタル・プラットフォーム事業者による独占禁止法違反行為等に厳正に対処するとともに企業結合審査を的確に実施し、必要に応じ、公正取引委員会の体制強化・機能強化を図る。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <p>公正取引委員会では、独占禁止法の違反行為について、事業者に対して排除措置命令を行うとともに、対象となる事業者に対して課徴金納付命令を行った。そして、独占禁止法の違反被疑行為についても、事業者に対して確約計画の認定を行った。さらに、届出のあった企業結合計画について、迅速かつ的確に審査を行った。</p> <p>近年、公正取引委員会において、競争環境を積極的に創造し、市場監視の機能・体制を充実させるなど、競争政策を強力に実施することが求められているところ、そのための体制の整備・充実が進められている。</p> <p>具体的には、令和3年度は、企業結合審査部門、下請法運用部門及び審査部門を中心に体制の強化が図られている。また、即戦力を有する職員を確保する観点から、専門的な知識経験を有する任期付職員を採用した。</p>
------	--

KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①法的措置（注）の実施件数 ②企業結合審査の実施状況（注）法的措置には確約計画の認定を含む。</p> <p>（目標）</p> <p>①独占禁止法違反行為に厳正に対処する。 ②迅速かつ的確な企業結合審査を実施する。</p> <p>（進捗）</p> <p>①令和3年度：【P】（確認中）件 ②令和3年度：【P】（確認中）件（株式取得、合併、共同新設分割及び吸収分割、共同株式移転並びに事業等の譲受けに係る届出件数）</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 公正取引委員会の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">年度</th> <th style="background-color: #cccccc;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">価格カルテル・入札談合、デジタル・プラットフォーム事業者による独占禁止法違反行為等への厳正な対処、的確な企業結合審査の実施</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和7年度以降</td> <td>価格カルテル・入札談合、デジタル・プラットフォーム事業者による独占禁止法違反行為等への厳正な対処、的確な企業結合審査の実施</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	価格カルテル・入札談合、デジタル・プラットフォーム事業者による独占禁止法違反行為等への厳正な対処、的確な企業結合審査の実施	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降	価格カルテル・入札談合、デジタル・プラットフォーム事業者による独占禁止法違反行為等への厳正な対処、的確な企業結合審査の実施
年度	取組内容								
令和4年度	価格カルテル・入札談合、デジタル・プラットフォーム事業者による独占禁止法違反行為等への厳正な対処、的確な企業結合審査の実施								
令和5年度									
令和6年度									
令和7年度以降	価格カルテル・入札談合、デジタル・プラットフォーム事業者による独占禁止法違反行為等への厳正な対処、的確な企業結合審査の実施								

項目名	⑧ 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保 イ 公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	担当省庁	消費者庁、消費者委員会、経済産業省、国土交通省、公共料金所管府省庁
-----	---	------	-----------------------------------

施策概要	<p>○ 消費者庁、消費者委員会、各公共料金等所管府省庁の取組</p> <p>各省庁が所管する公共料金等について、決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保に向けた課題を検討し、実施する。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <p>電気事業法改正後の電力託送料金制度改革、及び配電事業に関するもののうち電気料金にかかるものの検討について、消費者庁は、令和2年7月20日から「資源エネルギー庁持続可能な電力システム構築小委員会」(以下「構築小委員会」という。)に、同月30日から「電力・ガス取引監視等委員会」料金制度専門会合(経済産業省が事務局を務める審議会。以下「料金制度専門会合」という。)にオブザーバーとして出席した。またこれに並行し、消費者委員会は、同年8月24日から「公共料金等専門調査会電力託送料金に関する調査会」(以下「電力託送料金調査会」という。)において資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会事務局から6回のヒアリングを実施した。同調査会での意見等は消費者庁から上記の各会合に随時報告した。</p> <p>令和3年度においては、電力託送料金制度改革(小売規制料金関係を含む)及び配電事業に関するもののうち電気料金に係るものの検討について、令和3年6月24日に消費者庁から消費者委員会への付議を行った。消費者委員会においては、「電力託送料金調査会」での議論を重ね、同年7月16日に消費者委員会本会議を開催し、消費者委員会としての意見を取りまとめ、意見表明を行った。この意見を踏まえ、消費者庁は、同年8月16日に意見を表明するとともに、経済産業省へ同意見を送付した。</p> <p>また、電力・ガス取引監視等委員会の「料金制度専門会合」において、同年11月24日に「料金制度専門会合中間とりまとめ」を公表し、同年12月3日に「構築小委員会」へ報告した。同年12月3日に「構築小委員会」にて「第三次中間とりまとめ案」が提示されたことを受け、消費者委員会は、同年12月20日に「公共料金等専門調査会」において電力・ガス取引監視等委員会事務局から報告を受けた。なお、「第三次中間とりまとめ」は令和4年1月28日に公表された。</p> <p>そのほか、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について、令和3年6月1日に、消費者庁は消費者委員会へ付議を行った。消費者委員会において、「公共料金等専門調査会」を同年6月2日及び14日に開催し、審議を行った上、同月18日に消費者委員会本会議を開催し、消費者委員会としての意見を取りまとめ、意見表明を行った。この意見を踏まえ、令和3年6月29日に消費者庁及び総務省は「物価問題に関する関係閣僚会議」に付議し、同閣僚会議において当該基準料金指数の設定について決定した。</p>
------	--

○ 消費者庁の取組

消費者庁では、経済産業省による電気経過措置料金解除に関する検討を受けて、消費者の利益の擁護及び増進等の観点から留意すべき事項について検討するため、消費者委員会へ付議し、消費者委員会意見を踏まえ、経済産業省に対し、経過措置料金解除の判断等に関する意見を述べた。こうした意見を踏まえ、経過措置料金の存続が妥当とされたが、電気の経過措置料金規制解除が消費者の生活にもたらす影響は非常に大きいことから、引き続き、検討状況を注視し、必要に応じて、消費者委員会等と調整して再度経済産業省に対して意見を述べる。

(令和2～3年度実績)

消費者庁は、電気経過措置料金解除に関する検討状況を引き続き注視した。

○ 消費者委員会の取組

電力・ガスについて、電力・ガス小売自由化及び電気の経過措置料金解除についての意見表明を行ってきたところ、その後の状況等を踏まえ、必要に応じて意見表明を検討する。

(令和2～3年度実績)

電力・ガス小売自由化及び電気の経過措置料金解除について、継続して状況を注視した。

○ 消費者庁、経済産業省の取組

電力託送料金について、経済産業省が一般送配電事業者の収支状況（託送収支）などについて、定期的に事後評価を行ってきたところ、消費者庁は、消費者保護の観点から、必要に応じて、経済産業省に対して意見を述べる。ガス料金についても、同様の対応を検討する。

また、ガス小売料金規制が解除された地域において、一定期間の間、消費者保護の観点から事後監視を実施し、合理的でない値上げなどがなされないよう注視する。

(令和2～3年度実績)

消費者庁は、電力託送料金及びガス料金の事後評価が行われた「電力・ガス取引監視等委員会」料金制度専門会合にオブザーバーとして出席した。

○ 国土交通省、消費者庁、消費者委員会の取組

令和元年10月に実施した北海道旅客鉄道株式会社の運賃の改定については、「物価問題に関する関係閣僚会議」での決定事項を踏まえ、国土交通省において同社の長期経営ビジョン等に基づく取組を丁寧に検証し、その確実な実施のために必要な指導、助言を行うとともに、需要の変化について注視すること等の対応を行い、消費者庁及び消費者委員会において国土交通省による当該対応状況等について検証を行う。

KPI・ 今後の取組予定	【KPI】 公共料金等について、決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保等に向けた取組状況 消費者委員会は、公共料金等専門調査会において調査審議することを通じて、決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保等を図る。 (目標) 消費者委員会の意見表明及びこれに関するフォローアップの実施状況 (進捗) 令和3年度：2件								
	【今後の取組予定】 ○ 消費者庁、消費者委員会、各公共料金等所管省庁の取組								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金適正性の確保に向けた課題に関する検討、実施</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和7年度以降</td> <td>公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金適正性の確保に向けた課題に関する検討、実施</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金適正性の確保に向けた課題に関する検討、実施	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降	公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金適正性の確保に向けた課題に関する検討、実施
	年度	取組内容							
	令和4年度	公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金適正性の確保に向けた課題に関する検討、実施							
	令和5年度								
	令和6年度								
	令和7年度以降	公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金適正性の確保に向けた課題に関する検討、実施							
	○ 消費者庁の取組								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">電気の経過措置料金規制解除に係る検討状況を注視し、必要に応じて消費者委員会等と調整して再度経済産業省に対して意見を述べる。</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和7年度以降</td> <td>電気の経過措置料金規制解除に係る検討状況を注視し、必要に応じて消費者委員会等と調整して再度経済産業省に対して意見を述べる。</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	電気の経過措置料金規制解除に係る検討状況を注視し、必要に応じて消費者委員会等と調整して再度経済産業省に対して意見を述べる。	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降	電気の経過措置料金規制解除に係る検討状況を注視し、必要に応じて消費者委員会等と調整して再度経済産業省に対して意見を述べる。
年度	取組内容								
令和4年度	電気の経過措置料金規制解除に係る検討状況を注視し、必要に応じて消費者委員会等と調整して再度経済産業省に対して意見を述べる。								
令和5年度									
令和6年度									
令和7年度以降	電気の経過措置料金規制解除に係る検討状況を注視し、必要に応じて消費者委員会等と調整して再度経済産業省に対して意見を述べる。								
○ 消費者委員会の取組									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3">電力・ガス小売自由化及び電気の経過措置料金解除に関して、必要に応じて意見表明を検討する。</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和7年度以降</td> <td>電力・ガス小売自由化及び電気の経過措置料金解除に関して、必要に応じて意見表明を検討する。</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	電力・ガス小売自由化及び電気の経過措置料金解除に関して、必要に応じて意見表明を検討する。	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降	電力・ガス小売自由化及び電気の経過措置料金解除に関して、必要に応じて意見表明を検討する。	
年度	取組内容								
令和4年度	電力・ガス小売自由化及び電気の経過措置料金解除に関して、必要に応じて意見表明を検討する。								
令和5年度									
令和6年度									
令和7年度以降	電力・ガス小売自由化及び電気の経過措置料金解除に関して、必要に応じて意見表明を検討する。								

○ 消費者庁、経済産業省の取組

年度	取組内容
令和4年度	電気やガス料金について、消費者保護の観点から、費用負担の在り方について検討するとともに、ガス小売料金規制が解除された地域において、一定期間の間、事後監視を実施する。
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度 以降	

○ 消費者庁、消費者委員会、国土交通省の取組

年度	取組内容
令和4年度	北海道旅客鉄道株式会社の運賃の改定について、国土交通省において同社の長期経営ビジョン等に基づく取組を丁寧に検証し、その確実な実施のために必要な指導、助言を行うとともに、需要の変化について注視すること等の対応を行い、消費者庁及び消費者委員会において国土交通省による当該対応状況等について、必要なデータ等が整い次第、令和5年度までに検証を行う。
令和5年度	
令和6年度	—
令和7年度 以降	—

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 ア 特定商取引法の通信販売での不法行為への対応	担当省庁	消費者庁
-----	--	------	------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>悪質な通信販売業者に対して、特定商取引法に違反している事実が認められた場合には、迅速かつ厳正に対処する。また、特定商取引法の執行を補完する取組として、通信販売に係る特定商取引法の周知・啓発を実施するほか、通信販売業者に対し、不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダなどに対し、ウェブサイトの削除等を促す。</p> <p>また、通信販売広告の監視強化のため、関係団体との情報交換を機動的に実施する。 (令和2～3年度実績)</p> <p>令和2～3年度も悪質な通信販売業者に対して特定商取引法に基づき、厳正かつ適切に行政処分等を行った。</p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①改善指導件数 ②特定商取引法による行政処分件数</p> <p>(目標)</p> <p>消費生活相談の動向、その他社会情勢等を注視しながら、通信販売事業者における特定商取引法の遵守状況の調査結果を踏まえ、適切に執行を行う。</p> <p>(進捗)</p> <p>①令和4年3月31日時点：1,014件（令和2年度：1,105件）</p> <p>②令和4年3月31日時点：6件（業務停止命令：2件、指示：2件、業務禁止命令：2件）（令和2年度：34件（業務停止命令：16件、指示：16件、業務禁止命令：2件））</p> <p>(定義)</p> <p>①インターネット通信販売及びテレビ通信販売の運営事業者等の特定商取引法の遵守状況の調査（委託事業）を行い、同法違反の疑いがある事業者に対して消費者庁が改善指導を行った件数。</p> <p>②特定商取引法による行政処分件数は法人に対する業務停止命令及び指示並びに業務停止命令を受けた法人の役員等に対する業務禁止命令の処分件数を合計したもの。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="2">・悪質性や緊急性が高いと思われる案件の調査、 調査結果に基づく厳正な法執行</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> <td>・通信販売広告に関する関係団体との意見交換</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度 以降</td> <td>・悪質性や緊急性が高いと思われる案件の調査、調査結果に基づく厳正な法執行 ・通信販売広告に関する関係団体との意見交換</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	・悪質性や緊急性が高いと思われる案件の調査、 調査結果に基づく厳正な法執行	令和5年度	令和6年度	・通信販売広告に関する関係団体との意見交換	令和7年度 以降	・悪質性や緊急性が高いと思われる案件の調査、調査結果に基づく厳正な法執行 ・通信販売広告に関する関係団体との意見交換
年度	取組内容									
令和4年度	・悪質性や緊急性が高いと思われる案件の調査、 調査結果に基づく厳正な法執行									
令和5年度										
令和6年度	・通信販売広告に関する関係団体との意見交換									
令和7年度 以降	・悪質性や緊急性が高いと思われる案件の調査、調査結果に基づく厳正な法執行 ・通信販売広告に関する関係団体との意見交換									

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 イ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく行政処分等の実施	担当省庁	総務省、消費者庁
-----	--	------	----------

施策概要	<p>○ 総務省、消費者庁の取組</p> <p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）に基づき、行政処分や行政指導の実施により、同法に違反する特定電子メールに起因した消費者被害を削減する。</p> <p>（令和 2～3 年度実績）</p> <p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づき、令和 3 年度は、警告メール（行政指導）を約 5,500 件（令和 4 年 1 月 31 日時点）実施した。</p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①警告メール（行政指導）</p> <p>②報告徴収（行政処分）</p> <p>（進捗）</p> <p>①令和 3 年度：約 5,500 件（令和 4 年 1 月 31 日時点）（令和 2 年度：約 7,000 件）</p> <p>②令和 3 年度：0 件（令和 4 年 1 月 31 日時点）（令和 2 年度：1 件）</p> <p>（目標）</p> <p>行政処分や行政指導の実施により、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に違反する特定電子メールに起因した消費者被害の削減に努める。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 総務省、消費者庁の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和 4 年度</td> <td rowspan="3">特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の厳正かつ適切な執行</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 5 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 6 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 7 年度 以降</td> <td>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の厳正かつ適切な執行</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和 4 年度	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の厳正かつ適切な執行	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 以降	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の厳正かつ適切な執行
年度	取組内容								
令和 4 年度	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の厳正かつ適切な執行								
令和 5 年度									
令和 6 年度									
令和 7 年度 以降	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の厳正かつ適切な執行								

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 ウ 迷惑メール追放支援プロジェクトの実施	担当省庁	総務省
-----	---	------	-----

施策概要	<p>○ 総務省の取組</p> <p>迷惑メール追放のための官民連携施策として、迷惑メール対策に取り組む民間事業者等と連携し、調査端末で受信した迷惑メールの違法性を確認し、当該メールに関する情報を送信元プロバイダに通知することにより、迷惑メール送信回線の利用停止措置等の円滑な実施を促す。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <p>令和3年度は、違法性を確認した迷惑メールに関する情報を送信元プロバイダへ約6,700件(令和4年1月31日時点)通知した。</p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>送信元プロバイダへの通知</p> <p>(目標)</p> <p>迷惑メール追放支援プロジェクトの実施により、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に違反する特定電子メールに起因した消費者被害の削減を目指す。</p> <p>(進捗)</p> <p>令和3年度：約6,700件(令和4年1月31日時点) (令和2年度：約5,200件)</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 総務省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="3">迷惑メールに関する情報を送信元プロバイダに通知</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度 以降</td> <td>迷惑メールに関する情報を送信元プロバイダに通知</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	迷惑メールに関する情報を送信元プロバイダに通知	令和5年度	令和6年度	令和7年度 以降	迷惑メールに関する情報を送信元プロバイダに通知
年度	取組内容								
令和4年度	迷惑メールに関する情報を送信元プロバイダに通知								
令和5年度									
令和6年度									
令和7年度 以降	迷惑メールに関する情報を送信元プロバイダに通知								

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 エ インターネット上の消費者トラブルの動向等の把握	担当省庁	消費者庁、関係府省庁等
-----	--	------	-------------

施策概要	<p>○ 消費者庁の取組</p> <p>インターネット技術・サービス及びそれらをめぐる消費者トラブルの動向等を踏まえた調査研究等を実施する。また、関係行政機関、事業者団体、消費者団体等で、インターネット上で新たに発生しつつある課題を共有し、事業者等による機動的な取組を促すため、「インターネット消費者取引連絡会」を開催する。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <p>以下の技術・サービス等を調査テーマとして調査研究を実施した。また、インターネット消費者取引連絡会において各テーマを取り上げ、当該調査結果を発表するとともに、各テーマにおける関連業界団体等からの発表や出席者間での意見交換等を行った。</p> <p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月「ライブコマース」 ・ 9月「クラウドファンディング（購入型）」 ・ 12月「フードデリバリーサービス」 ・ 3月「ポイントサービス」 <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月「オンラインサロン」 ・ 9月「キャッシュレス決済」 ・ 12月「マッチングアプリ」 ・ 3月「オンラインゲーム」
KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>①インターネット通販に関する消費生活相談件数</p> <p>②消費者向け電子商取引に係る市場規模</p> <p>(目標)</p> <p>①②当該指標を注視しつつ、適切に対応を行う。</p> <p>(進捗)</p> <p>①令和3年度：確認中（令和2年度：確認中件）</p> <p>②19兆2,779億円</p> <p>(定義)</p> <p>①PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）より収集</p> <p>②経済産業省：電子商取引に関する市場調査</p>

【今後の取組予定】

○ 消費者庁の取組

年度	取組内容
令和4年度	・インターネット技術・サービス及びそれらをめぐる消費者 トラブルの動向等を踏まえた調査研究等の実施
令和5年度	
令和6年度	・インターネット消費者取引連絡会の開催等
（令和7年度 以降）	・インターネット技術・サービス及びそれらをめぐる消費者 トラブルの動向等を踏まえた調査研究等の実施 ・インターネット消費者取引連絡会の開催等

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 オ 電気通信サービス・移動通信サービス (携帯電話)における広告表示等の適正化	担当省庁	総務省、消費者庁
-----	---	------	----------

施策概要	<p>○ 総務省の取組</p> <p>電気通信サービス向上推進協議会が策定した「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」を踏まえ、適切な広告表示がなされるよう関係事業者における取組を注視するとともに、行政として必要に応じた対応を行う。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <p>電気通信事業者の広告表示の適正化については、「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」にて議論を行い、令和3年9月に「消費者保護ルールの在り方に関する検討会報告書2021」が取りまとめられた。その提言については、令和4年3月に同検討会においてフォローアップが行われた。</p> <p>○ 総務省、消費者庁の取組</p> <p>携帯電話料金の低廉化に向けた環境整備を図るため、関係省庁が連携・協力してモバイル市場の健全な発展に向けた取組を推進する。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <p>令和2年11月に総務省及び消費者庁は連名で、「携帯電話業界における「頭金」の表示や端末販売価格に関する注意喚起～携帯電話端末の購入を検討している方へ～」を公表した。</p> <p>また、携帯電話料金の低廉化に向けた環境整備を図るため、令和2年12月及び令和3年6月に、総務省、公正取引委員会及び消費者庁で「携帯電話料金の低廉化に向けた二大臣会合」を開催した。この取組の一環として、総務省では、令和2年12月に利用者が自身に合ったプランを選択する一助となるよう中立的な情報を掲載した「携帯電話ポータルサイト」(暫定版)を総務省HPに開設し、4月2日に「正式版」を公表した。さらに令和4年3月【P】(確認中)、そのデザインを一新するとともに内容を大幅に拡充した。消費者庁では、令和2年12月に「自分に合った携帯料金プランになっていますか?」を公表し、その後も、携帯電話事業者が新しい料金プランを公表したタイミングでその内容を更新し、消費者庁HPに掲載している。令和3年6月には、消費者が自ら適切な料金プランを選べるよう、新たに「ご存じですか?携帯のこと」を公表した。また、消費者が自分のニーズに合ったプランを選ぶことができる分かりやすい表示になっているかという観点から、広告表示の総点検を行い、大手携帯電話事業者に対して対応を要請したほか、令和3年5月に、端末購入サポートプログラムに関する表示に関して改善を指導した。</p>
------	---

KPI・ 今後の取組予定	【KPI】 協議会におけるガイドラインを踏まえた広告表示等の検証 (目標) 協議会におけるガイドラインの運用及びその改定に係る検討並びに事業者等による広告の自主的なチェックの状況を注視し、関係事業者による適切な広告表示に向け、行政として必要に応じた対応を行う。 (進捗) 令和2年2月に店頭広告表示の適正化などについて改定された「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」の最新版を公表し、協議会加盟4団体へガイドラインを遵守するよう協議会が働き掛けている。 行政として、利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれがある広告がないかについて、引き続き関係事業者と連携する。								
	【今後の取組予定】 ○ 総務省の取組								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3"> ・電気通信サービス向上推進協議会のガイドラインを踏まえ、関係事業者の取組を注視するとともに、行政として必要に応じた対応を行う。 ・利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれがあると考えられる広告表示について、必要に応じて行政指導を実施する。 </td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和7年度以降</td> <td> ・電気通信サービス向上推進協議会のガイドラインを踏まえ、関係事業者の取組を注視するとともに、行政として必要に応じた対応を行う。 ・利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれがあると考えられる広告表示について、必要に応じて行政指導を実施する。 </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	・電気通信サービス向上推進協議会のガイドラインを踏まえ、関係事業者の取組を注視するとともに、行政として必要に応じた対応を行う。 ・利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれがあると考えられる広告表示について、必要に応じて行政指導を実施する。	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降	・電気通信サービス向上推進協議会のガイドラインを踏まえ、関係事業者の取組を注視するとともに、行政として必要に応じた対応を行う。 ・利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれがあると考えられる広告表示について、必要に応じて行政指導を実施する。
	年度	取組内容							
	令和4年度	・電気通信サービス向上推進協議会のガイドラインを踏まえ、関係事業者の取組を注視するとともに、行政として必要に応じた対応を行う。 ・利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれがあると考えられる広告表示について、必要に応じて行政指導を実施する。							
	令和5年度								
	令和6年度								
	令和7年度以降	・電気通信サービス向上推進協議会のガイドラインを踏まえ、関係事業者の取組を注視するとともに、行政として必要に応じた対応を行う。 ・利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれがあると考えられる広告表示について、必要に応じて行政指導を実施する。							
	○ 総務省、消費者庁の取組								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td rowspan="3"> 携帯電話料金の低廉化に向けた環境整備を図るため、関係省庁が連携・協力してモバイル市場の健全な発展に向けた取組を推進 </td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>令和7年度以降</td> <td> 携帯電話料金の低廉化に向けた環境整備を図るため、関係省庁が連携・協力してモバイル市場の健全な発展に向けた取組を推進 </td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	携帯電話料金の低廉化に向けた環境整備を図るため、関係省庁が連携・協力してモバイル市場の健全な発展に向けた取組を推進	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降	携帯電話料金の低廉化に向けた環境整備を図るため、関係省庁が連携・協力してモバイル市場の健全な発展に向けた取組を推進
年度	取組内容								
令和4年度	携帯電話料金の低廉化に向けた環境整備を図るため、関係省庁が連携・協力してモバイル市場の健全な発展に向けた取組を推進								
令和5年度									
令和6年度									
令和7年度以降	携帯電話料金の低廉化に向けた環境整備を図るため、関係省庁が連携・協力してモバイル市場の健全な発展に向けた取組を推進								

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 力 電子商取引環境整備に資するルール整備	担当省庁	経済産業省
-----	---	------	-------

施策概要	<p>○ 経済産業省の取組</p> <p>学識経験者、関係省庁、消費者、経済界などの協力を得て、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を改訂することを通じて、情報技術を利用した取引が消費者や事業者にとって便利でかつ安心・安全なものとなるよう、取引環境を整備する。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <p>民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行に伴う所要の見直しを中心として、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を令和2年8月28日に改訂。令和3年度は、法改正等との整合性を確保するための改訂作業を進めている。</p>
------	--

KPI・ 今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂状況</p> <p>(目標)</p> <p>電子商取引等を巡る法整備が進められてきたところ、産業界や消費者等のニーズ等を考慮し、必要に応じて「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行う。</p> <p>(進捗)</p> <p>令和2年8月28日改訂。令和3年度は、法改正等との整合性を確保するための改訂作業を進めている。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 経済産業省の取組</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td rowspan="3">電子商取引等を巡る法整備が進められてきたところ、産業界や消費者等のニーズ等を考慮し、必要に応じて「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行う。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度 以降</td> <td>電子商取引等を巡る法整備が進められてきたところ、産業界や消費者等のニーズ等を考慮し、必要に応じて「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	電子商取引等を巡る法整備が進められてきたところ、産業界や消費者等のニーズ等を考慮し、必要に応じて「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行う。	令和5年度	令和6年度	令和7年度 以降	電子商取引等を巡る法整備が進められてきたところ、産業界や消費者等のニーズ等を考慮し、必要に応じて「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行う。
年度	取組内容								
令和4年度	電子商取引等を巡る法整備が進められてきたところ、産業界や消費者等のニーズ等を考慮し、必要に応じて「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行う。								
令和5年度									
令和6年度									
令和7年度 以降	電子商取引等を巡る法整備が進められてきたところ、産業界や消費者等のニーズ等を考慮し、必要に応じて「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行う。								

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 キ 個人情報保護法の適切な運用	担当省庁	個人情報保護委員会
-----	--	------	-----------

施策概要	<p>○ 個人情報保護委員会の取組</p> <p>個人情報の適正な取扱いの確保によって、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、法律・政令・規則・ガイドライン等の周知・啓発を含めた各種政策を実施する。</p> <p>また、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）に設けられた「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定（附則第12条）に基づき、検討を行い、改正法案を第201回通常国会に提出し、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）が成立した。</p> <p>さらに、個人情報保護3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化すべく、第204回通常国会に改正法案を提出し、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が成立した。今後も引き続き同法の周知広報に取り組む。</p> <p>（令和2～3年度実績）</p> <p>説明会等への講師派遣を令和2年度に103回、令和3年度に【P】（確認中）回実施し（3月末時点）、同法の周知広報を行った。また、関係者からの意見も踏まえつつ、政令、規則の整備に向けた論点について5回にわたって委員会にて議論を行った上で、令和3年3月24日に個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（令和3年政令第56号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和3年個人情報保護委員会規則第1号）が公布された。また、個人情報の保護と有用性のバランスを図る観点から、多様なステークホルダーの意見を十分に聴取しつつ、仮名加工情報の加工基準に関する規定や利用停止等の請求に関する具体的事例等を盛り込んだガイドライン等の整備も進め、同年8月2日に各種ガイドライン、同年9月10日にQ&Aの更新等を行った。</p> <p>また、PPC ビジネスサポートデスク等を通じ、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する相談に対応した。</p> <p>加えて、民間部門、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定すること及び事務処理体制の在り方について検討することを目的に、令和元年12月25日に個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースが内閣官房に設置され、個人情報保護委員会を含め関係省庁が連携して検討を行い、令和2年8月には「個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理」を公表した。同タスクフォースにおいては、その後、地方公共団体の個人情報保護制度の在り方についても検討を行い、令和2年12月にはこれらの検討結果について「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」を公表した。これに基づき個人情報保護3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律におい</p>
------	---

て全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化すべく、第204回通常国会に改正法案を提出し、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が成立した。これを受けて、全ての都道府県及び市区町村を対象とする説明会（第1回目は同年7月に計6日間、第2回目は同年11月から12月にかけて計3日間）を開催するとともに、同年12月から令和4年1月にかけて国の行政機関や独立行政法人等に向けた説明会を開催し、改正後の個人情報保護法が適用される各主体への周知を行った。また、関係者からの意見も踏まえつつ、政令及び規則の改正について検討を進め、令和3年10月には、個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令（令和3年政令第292号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和3年個人情報保護委員会規則第4号）が公布された。

「個人情報保護法相談ダイヤル」を運用し、個人情報保護法の解釈等に関する国民からの問合せに回答（令和3年度：調査中、令和2年度：15,416件、平成31年度：16,518件、平成30年度：16,669件、平成29年度：23,504件）し、民間事業者等における不適正な個人情報の取扱い等に関する苦情や情報提供に対しては必要に応じ、報告徴収（令和2年度：354件、平成31年度：294件、平成30年度：391件、平成29年度：305件）あつせん（令和3年度：調査中、令和2年度：28件、平成31年度：38件、平成30年度：16件、平成29年度：35件）や指導・助言（令和2年度：198件、平成31年度：131件）を行った。また、令和2年9月から、個人情報保護法に関する質問にAIが24時間対応する個人情報保護委員会チャットボットサービス（PPC 質問チャット）の提供を開始した。

「個人情報を考える週間」（令和3年10月18日から10月24日）を設定し、個人情報保護の重要性について、広く国民に対して広報活動を行った。（令和2年度は、同取組を令和2年11月30日から12月6日に行った。）小学生を対象とした出前授業を令和2年度に15回、令和3年度に【P】（確認中）回行った。

また、個人情報保護法の基本的なルールや改正法の内容を解説したパンフレットや動画等を作成し、委員会ウェブサイトへの掲載等を行った。（予定）

令和3年6月より運用を開始した委員会公式SNSを用いて、積極的に情報発信した。

<p style="text-align: center;">KPI・ 今後の取組予定</p>	<p>【KPI】</p> <p>個人情報保護制度に関する説明会等の実施状況</p> <p>①匿名加工情報の作成・第三者提供時に関する公表件数</p> <p>②説明会等への講師派遣実施の件数</p> <p>(目標)</p> <p>①匿名加工情報の活用事例の紹介等の情報発信を行い、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用環境の向上を図る。</p> <p>その上で、匿名加工情報の作成・第三者提供時に関する公表件数の把握を行い、700件以上になるように目指す。</p> <p>②令和2年改正法及び令和3年改正法に向けた適切な周知と事業者等の法制度の理解促進及び消費者の個人情報保護に対する意識の向上を図る。</p> <p>(進捗)</p> <p>①令和3年度：680件（11月末時点）</p> <p>②令和3年度：【P】（確認中）回</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ 個人情報保護委員会の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td>法令等の周知・啓発・相談対応を含めた各種政策の実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> <td rowspan="3">法令等の周知・啓発・相談対応を含めた各種政策の実施</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年度 以降</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	法令等の周知・啓発・相談対応を含めた各種政策の実施	令和5年度	法令等の周知・啓発・相談対応を含めた各種政策の実施	令和6年度	令和7年度 以降
年度	取組内容								
令和4年度	法令等の周知・啓発・相談対応を含めた各種政策の実施								
令和5年度	法令等の周知・啓発・相談対応を含めた各種政策の実施								
令和6年度									
令和7年度 以降									

項目名	⑨ 情報通信技術の活用拡大と消費者被害の防止の両立 ク マイナンバー制度の周知と適正な運用等	担当省庁	デジタル庁、個人情報保護委員会、総務省、関係府省庁等
-----	---	------	----------------------------

施策概要	<p>○ デジタル庁、個人情報保護委員会、総務省、関係府省庁等の取組</p> <p>マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得への注意喚起のため、平成27年10月に関係府省庁等が共同で作成・公表した資料の更新・周知を引き続き進めるとともに、当該制度に関する周知・広報を引き続き実施する。</p> <p>(令和2～3年度実績)</p> <p>平成27年10月に関係府省庁等が共同で作成・公表した資料を更新の上、周知を引き続き実施するとともに、マイナンバーカードの健康保険証利用や安全性等について、デジタルサイネージやYoutube等のSNS及びリーフレット配布により、周知・広報を年度内に実施した。</p>
------	---

KPI・今後の取組予定	<p>【KPI】</p> <p>マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得についての注意喚起資料の更新（毎年度1回程度実施）及び周知（4半期に1回程度、関係府省庁等の公式SNSを活用する等により実施）</p> <p>(進捗)</p> <p>令和3年度：更新及び周知を1回実施済み。</p> <p>【今後の取組予定】</p> <p>○ デジタル庁、個人情報保護委員会、総務省、関係府省庁等の取組</p> <table border="1" data-bbox="466 1234 1382 1512"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 1234 647 1279">年度</th> <th data-bbox="647 1234 1382 1279">取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 1279 647 1323">令和4年度</td> <td data-bbox="647 1279 1382 1323" rowspan="3">関係府省庁等の公式Twitter等を活用した、注意喚起資料の周知</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1323 647 1368">令和5年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1368 647 1413">令和6年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1413 647 1512">令和7年度以降</td> <td data-bbox="647 1413 1382 1512">関係府省庁等の公式Twitter等を活用した、注意喚起資料の周知</td> </tr> </tbody> </table>	年度	取組内容	令和4年度	関係府省庁等の公式Twitter等を活用した、注意喚起資料の周知	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降	関係府省庁等の公式Twitter等を活用した、注意喚起資料の周知
年度	取組内容								
令和4年度	関係府省庁等の公式Twitter等を活用した、注意喚起資料の周知								
令和5年度									
令和6年度									
令和7年度以降	関係府省庁等の公式Twitter等を活用した、注意喚起資料の周知								